矯正図書館

監獄雜誌

第四卷第十號

目　錄

●論說……（一頁）
●看守勤務法に就て　相陽逸史
●第二回中央同盟府縣諸教師會議を評す　礪々學人
●監獄は種々なる學問上の最適當なる研究場なり　蘇生
●雜譚……（一三頁）
●刑法第五十六條に規定せる歸制教育場の組織は如何すべきや　ベスレル氏著　鐵血居士譯
●寄書……（一六頁）
●看守諸君に望む　南海道　慈愿子
●廿三年法律第九十九號竊盜を論ず　聊摩耶山焦夫稿
●開廷判決を受けたるものゝ滯獄日數間に就て　盛岡寺海渡夫下田
●外役囚の加へたる損害賠償に就て　陽散士
●疑問に答ふ　土田定次郎
●作業科程と料定工錢　上水一朔生
●未丁年及幼年囚に對する監獄及教誨師　植田嘉兵衛
●刑事被告人信書に關する管見　靜岡
●如何にしてか囚徒の道德を涵養し美德を發育せしむる乎　山形
●監獄官吏の職務上外物の刺撃に就て　在北海道札幌工藤寶六
●雜錄……（三〇頁）
●警視總監には三名の典獄を置へし　不相覗生
●監獄受負業に就て　金城散人
●監獄の事務は何人か處辨すへき乎　孤疑生
●廿五年有實表者處罰者比較表　西海ノ一寒生
●通信……（三九頁）
●雜件
●特別寄書……（四八頁）
●地方會議に諸君に望む　深山史
●京都の監獄醫協議會　仙東隱士
●茨氣治癒に就て　海流貧士
●雜報……（五二頁）
●雜件

警察監獄學會發兌

矯正図書館

●會　告

本誌ハ年内十二號迄發行ノ豫定ナリシモ其間一ヶ月内號ヲ重ネ報道スヘキ緊急ノ記事モナク又强テ不緊切ノ材料ヲ以徒ラニ號數ヲ重ネントスルハ却テ讀者諸君ノ迷惑ナラン乎ノ評議多數ヲ占メ終ニ第拾號即本誌ヲ以テ第四卷ノ終刊トセリ眷愛諸君宜敷此意ヲ了セラレヨ

第五卷第一號ヨリハ一層材料ヲ精撰シ奇警慨切ノ記事續々誌上ニ現ルヘシ又初刷附錄等ニ關シテハ目覺シキ趣向ヲ爲シ平素ノ眷愛ニ報ント欲シ種々工風ヲ擬シツヽアリ乞フ倍舊ノ愛讀ヲ賜ヘ

十二月　　警察監獄學會

●教誨叢書第二十三輯目錄（北海道樺戸月形村同情會發行）

一部定價（郵稅共）金六錢

○教　誨　眞の人となれ　水崎基一
　　人はパンのみにて生るものに非ず　大塚右金次
○宗　教　未來　松村介石
○傳　記　使徒約翰傳　長陽外史
　　納徂徠の小傳　澁川生
○監房揭示文意解　分限　公共心
○冬宵漫錄　神、人間、救、隨感、　原嵐昭
　　峯撿夫
○成効之秘訣　渡邊岳望
○勸話　狂生　留岡幸助
○聯珠　林子平先生いろは歌　格言　三宅青軒
○勸善問答　朋友

○豫約出版廣告

八木秀太郎譯

●格氏監獄學

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーバッハ氏の口に藉りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クローチ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益なる大著述にして其有用缺くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此擧あるに至れり本來原書は六百餘頁の大冊なれは一時に之れを出版するは自他の不便なるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪に刑罰第三篇獄舍の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附錄の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益なる統計表數種幷に繪圖幾枚を添付すへし然るに譯者は勿論本會に於ても專ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれは只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別なる割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられさるもの恐くは一人もなかるへし唯切に望む各監獄署に於て代金取纏方を協議ありて雙方の手數を要せさる樣深く御配慮あらんことを

矯正図書館

豫約出版方法

一第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず必印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし

一冊子は大版一頁十四行三十字詰とす

一一集の紙數凡百頁以上にして毎集假表紙を付す

一全部完成の後郵稅往復とも自辨送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す

一豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢

但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事

一申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし

一送本の郵稅は本會にて支辨す

一送金は郵便爲替とし東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし

一豫約申込期限は八月三十日とす

右の通相定候間倒に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

明治廿六年七月

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

本書第一回の印行は非常に遷延せしも譯者八木秀太郎君の疾病全治と俱に漸く脫稿せしめられ目下印刷中なるを以て來ル一月早々御送本可致此旨豫約諸君に謹告す

出版部拜告

矯正図書館

監獄雜誌第四卷第十號

論說

●看守勤務法に就て

相陽逸史

看守の勤務は從前大槩二十四時間を通し每朝若くは每夕交代するとなりしか故ゼーバッハ氏の熱心なる唱道に由りて爾來各監獄とも漸次晝夜分勤の方法を採用するに至れり此晝夜分勤法創始の時代には種々の異論紛出し既に本誌紙上に於ても屢々辯解の言辭を見たるとあり其後は暫く表面に現出する異論とて耳にするとなかりしか近來は再ひ復古說の流行する端緒を開きたるにや往々一晝夜勤務法の利益を喃々するの聲あり實に慨歎の至なり予は獄事の進步を熱望するの餘此際默視すること能はす聊か陳套の言辭を排列して當局者諸君の注意を乞はんとす

一晝夜勤務論者の主張する所を槩括すれは曰く晝勤者は休息するの暇を得す爲めに益々疲勞に赴く曰く夜勤者は晝間就眠することを得す曰く休暇の日なきか爲め晝勤者は私用を辨すること能はす曰く出入頻繁なれは空しく往來に時間を費す其他何と云ひ何と云ふ中には隣分鳴くに堪へさる抱腹絶倒又は赧顏背汗の珍說もなきにあらす曾て警察に從事したることある人士の如きは既に警察に於てへーン氏の勸告に由り晝夜分勤法を試驗し到底其實效なきを驗知せりとて監獄に於ても亦此良法を排斥せんと唱道する者もなきにあらす予

矯正図書館

は警察の實驗果して如何なる成績に終りしやを知らず然れとも警察にて無效なりしとて漫に監獄にても同樣なるへしと速了するに至ては予は其無稽の甚しきに一驚を喫せすんはあらさるなり素より餘所事よしてあれは警察にて如何ある理由ありて無效なりと斷定したるやを探く問ふを要せされとも巡査の勤務は現今各町村散布制に依るとなれは晝夜分勤を施行するの地は單に大都會に限るなり故に狹少なる地域に集中せる監獄の勤務とは全く其趣を異にせり彼此を對照して議論するの緣故とてもあらさるなり

今何故よ看守の勤務は晝夜分勤ならさるへからさるやの理由は左に項を分つて分解する所あらんとす

一　二十四時間引續き勤務するは生理學上決して許るさゝる所なり宇宙間の萬物は悉皆相關聯一串する所の自然の法則に由る者として成立せり時に晝夜の別ある豈に偶然ならんや故に鳥獸より草木の微に至るまて一として此大法に洩るゝものはあらす自己の生存を保つ爲めに晝間働作するものは夜間必す休息し夜間此働作を營むものは晝間必す休息す萬物多しと雖未た晝夜を分たす不斷働作を繼續するものあるを聞かさるなり醫學者の定說を聞くに一晝夜二十四時間を三分し其一分即ち八時間は勤務し八時間は飮食談話等要するに休憩の時間として八時間は睡眠するを以て人生の常則となすと云へり勿論年齡にも由り職業にも由り又健康にも由るとなれは何人も此三分主義を其儘必行すへしと云ふにはあらす幼年者老年者病患者等は比較的に强壯者より多くの休眠時間を必要とするあり看守の勤務も亦た決して此大則に違ふへきの理由なし之を飮食に喩ふれは三度の食事を省畧して一度に過飽して能く健全を保ち得らるへきや世間には間々此の如き無謀の者もなきにあらされとも是は斷して衞生の道に合はさるものなるをと知るへし二十四時間勤務して二十四時間休暇するとは宛かも右の一時に過飽する者の如し生理上決してあるまじき無法の談なりとす

二　勤務上の都合を基として立言すれは二十四時間勤務は人力の利用上非常に不經濟なりと謂ふとを得へし何人たりとも實際二十四時間引續き勤勞に堪へ得る者はあらしされも稀れに一二日のとにしてあれは隨分辛抱し得られさるに非さるへけれとも一年中のとなれは如何に奮發すればとて永續すへき筈はなし現に從前二十四時間勤務の際には固より監獄に由りて少しの差はあるへけれとも大抵晝間は一時間若くは三十分つゝ休憩を與へて全員を諸般の勤務に配置し夜間は半夜交代とし又は三時間交代二時間交代一時間交代と細別して大凡半數前後の人員は休息若くは就眠しつゝありとなり但別に日勤と稱し每朝出勤して每夕退出する少數の看守あり是は炊場病室領置書信等の特別事務に從事し又は全く書記雇員の執るへき事務を補助する者なりとす（予は各監獄皆然りとは決して言はす中には右樣のところもありしと言ふのみ故に此種の日勤看守は別物として純ら戒護の勤務に從事し交代に與かる者に就て試に除算せんに看守の總數を百人と假定し五十人つゝ常に出勤し居る者とすれは晝間は大凡三分一即十五六人は休憩し實際諸般の勤務に配置しあるは三十四五人に過きす而して夜間は大凡半數つゝ交代して就眠するとなれは勤務者の員數は二十五人なり之に反して晝夜分勤よ在ては百人の中より夜勤者を二十五人と假定して之を除くも尙七十五人の晝勤者を得へく此人員中より食事用便等の爲めに一時間つゝ休憩せしむるも尙大凡不斷六十八九人の勤務者を殘すなり況や休憩者を補ふに夜勤者を以てすへき便法さへあるに於てをや（但監獄近傍に官舍の設備

なけれは此便法の庇蔭に依る可からす）夜勤に至ても大体此比例の如し右の如き計算なれは晝夜分勤の方は大約二倍の人員を使用するに當るなり其利益の莫大なるや予は何人も表面之を爭ふと能はさるへしと信す加ふるに晝勤者たりとも夜勤者たりとも悉く十時間乃至十五時間の勤務を了すれは歸宅して安息し得るに由り勤務中に疲勞を覺へす倦怠を生せす從て病患も稀れとなり睡眠して懲罰に處せらるゝ者の如きは殆と皆無となるの利益あり又些細なる頭痛腹痛等の徽恙に罹りたるとき二十四時間の勤務なるときは交代時まて忍耐すへからさるも晝夜分勤なるときは交代までの時間短少なれは時として忍耐し得らるゝこともあるへし殊に懲罰例に觸るゝ者の非常に減少するの效は實に顯然なりとす

三　勤務上の利益は前項に止まらす始終同一の看守を配置して同一の勤務に當らしむるの利益あり二十四時間交代にては如何に巧みに配置するとも隔日にあらされは同一の勤務に同一の看守を配置すへからす然るに四人の監督は始終同一の看守を以てするの利益否必要なると人の普く知るところなり各四人の個人的關係を詳悉し日々の行狀を洩れなく記錄し彼には如何なる習癖あり此には昨今如何なる心事ありと一々熟知するにあらされは決して其職分を全ふすへきにあらさるなり隔日の交代にては如何なる周到緻密の注意家なりとて交代の際一々口頭又は書面にて引繼きすること能はさるへし就役中の視察と夜間の視察とは大に其趣を異にすれは其看守も人を異にすれはとて差支なけれとも晝間の監督視察は毎日同一の看守に依るを要し夜間の視察も亦た毎夜同一の看守に依るを要す例之某々の兩四作業の際何か耳語せしやの疑ふへき形跡あり又は一四人の作業器械を永々と諦視して何か沈思默考するか如き狀を視察するときは翌日も翌々日も否確乎たる判斷の付くまては引續き特別の注目を心掛けさるへからす又夜間一所に於て異しむへき物音を聽取したるとあらんには翌夜も翌々夜も引續き特別の注意を以て耳を傾け其邊に屢々巡行せさるへからす此等の注意は毎日毎夜同一の看守を同所に配置するにあらされは決して望むへからさる所なりとす

四　監獄の秩序に關する要件もあり其譯は二十四時間交代とあれは自然の結果として看守を二分一甲乙の二部を區別するとなるなり（設一や其名稱をは付せさるとも）然るときは亦た自然の結果として兩部の間に幾力提携の美風を生するは稀れにして或は動もすれは軋轢の惡弊を釀すとあり譬令此の如き甚一きには至らさるとも汝は汝の道を行け我は我の欲する所に由ると云ふへき不和合の有樣となるは絶無の談にあらさるなり予は相互に競爭するの美事なるを知る又何事にもあれ競爭に依るにあらされは迅速に進歩を見るへからさるを知る然れとも同一の目的物に就て嫉惡的の競爭を爲すときは必す雙方ともに威嚴を傷け品格を損するに至るへきを以て右樣の競爭否不和合は斷してあるへからすと信するなり予曾て聞くとあり其監督に於て兩部の長たる看守長各々殊別の針路を取り一人は紀律を嚴正に持せんとし他の一人は成るへく寬容を主とし雙方拮抗して相對峙したるを以て部下の看守も皆之に從て行動し其結果該監獄は隔日に全く殊別の觀を呈し今日は靜肅なると洋々たる大海の如くなれは翌日は囂々たると火事場に似たるの奇談ありしところ其他猶甲乙丙の三部に區別して犬牙交錯し結局二十四時間勤務とするの別法もあれと大體甲乙兩部の勤務と異ならされは更に之を論及するとなし

五　紀律上の便利あるとも亦た決して看過すへからす是は頗る公言するを憚るの議論なれとも已むとを得

矯正図書館

す畧述せんに二十四時間の勤務とすれは二十四時間の休暇あり二十四時間間斷なく就寢するものはなけれは在宅中の時間の一半は何事をか爲して消光せさるへからす監獄に由りては其間に聖餘又は柔術を習はしめ若くは講筵を設けて監獄學を研究せしむる等の注意ありと雖兎に角に少からさる餘暇あるとなれは或は之を濫用する者あらんとの憂慮なきと能はす若し此餘暇を利用して講學し又は園圃を耕へす等の心掛けならんには實に結構のとなれとも萬一商業に類する所業あり又は飲酒に耽り遊戲に流かるゝ等の身分を損すへき擧動あれは其れ社服務紀律の違犯となり眞に恐るへき次第なれ故に勤務の外他を顧みるの暇なきを其人の爲めに計りて利益とすへし予も亦た自己の經驗あり兎角閑居するは身の毒なり故に言ひ難き事まて強て言ひにき惡しくな聞き取り玉へろ

以上論述する所は晝夜分勤の一晝夜勤務に優るとを明にするに過きす此上晝夜分勤を如何に組織すへきやをも詳論すへき筈なれとも是は更に別問題として論出すへし唯尚序に一言するは晝勤看守は墓參するの餘暇さへもなしとの一事なり予は實際此のことき談は決してあらさるへしと信す精勤者には褒賞休暇あり其外勤務の都合を見て毎月少くとも二三回半日休暇を許與し得られさるの謂れなし此は是れ典獄及看守長の用意如何にあらんのみ

●第二回中央同盟府縣教誨師會議を評す

碌々學人

中央同盟府縣教誨師會議は其第二回を客月二十五日より同二十五日まて京都眞宗本願寺宣布院に於て開かれたり時將に秋高くして馬肥ゆ二府十八縣の教誨師各滿腔の經倫を齎らして都下に集り夫の山紫水明の間に座して斯の事業を講談論議す其豪快思ふへし吾人僻陬に在るもの親しく議場の光景を觀ること能はさりと雖とも流石に辨舌家の會合なれは議論堂々雄辨滔々日角沫を飛して相爭ひ三十六峯爲めに時ならぬ花を咲せたるなる可し是を以て吾人は此會議に對し特に重きを置き其議事錄の頒布を待つて大に論評を試みんと欲し只管其到達の遲きを憾みとせり然るに思きや頃ろ配布せられたる決議事項なるものは頗る簡略粗笨にして唯議案と決議の要領とを揭載せるのみ詳細なる會議の模樣は得て之を知ること能はず是に於てか吾人は遺憾ながら一二の要領に就て所感を記し同會員諸氏の清讀を累はさんと欲す他山の石を以て玉を磨く可し願くは諸氏吾人の不遜を咎めす已れに反して猛省あらんとを抑此會議に上りたる議案の中に就き吾人の意を得さるもの一二にして足らすと雖とも開卷一番吾人の頭腦を衝き來りて忽ち奇異の感を起さしめたるものは教誨概則第八條の追加案即ち是なり案に曰はく囚人及懲治人亡至親の忌日に當り追吊祭祀を出願する者あるときは典獄の裁可を經て教誨堂に於て之を執行し特に教誨を加へ以て感化の一助と爲す但香花燈明の資として金五錢以內を供せんと請ふ者あるときは詮議の上之を許すと而して此原案は可決せられたり是れ果して教誨師の爲すへき職務に屬するか刑の執行場たる監獄內に於て爲し得へきことなるゃ識者を竢たすして其然るさるを知るへきなり追吊祭祀は固より人事の大禮にして至極結搆の事なりと雖とも之を行ふは自ら其屬ずる所あり行刑官衙たる監獄の得て關すへき所ならんや論者は謂はん監獄は懲惡と感化とを以て輪翼と爲し其目的は人心の改良にあり而して追吊祭祀の事は感化上補益なきにあらす然れは監獄に於て

之を行ふて亦何の差支かこれ有らんと吾人は此事の果して感化に補益あるや否や疑なきを得さるなり惟ふに今日一般の風俗より觀察するも追吊祭祀の事は多く儀式的に止るものゝ如し夫の死に事ふる生に事ふるか如きものは現今宗教の熱心家中に就き之を求むるも果して能く幾人を得へきか世人の年回祭日に當り僧侶又は神官を聘し讀經又は祭文を誦せしむるは多くは世間一般の慣例に因りて之を行ふに過きす其誠心誠意父祖を追慕するの餘り茲に出つるものは殆んと稀なり這は吾人の毎に概歎措く能はさる所なれとも如何せん實際の事實は斯の如し然らは今日監獄に於て之を行へはとて亦是れ所謂告朔の餼羊たるのみ宮に告朔の餼羊たる尚可なりと雖とも姦猾猛欺の徒は或は之を以て巧に其僞善を裝ふの具と爲し放恣怠惰の輩は或は之を籍りて一時其慢樂を買ふの器と爲すものあらん畢竟弊害を續出し遂に寧ろ之れ無きに如かさるに至るへし況んや官衙には官衙の職務あり寺院には寺院の本分あり寺院にして官衙の職務を爲し官衙にして寺院の本分を行ふ與に皆失態の甚しきものなるに於てをや少しく極端に之を云へは政教混亂の嫌あるに於てをや是れ吾人ヶ本案は人をして忽ち奇異の感を起さしむるものなりと謂ふ所以なり

次に吾人の最も注意を要する評點は會長副會長撰擧の紛擾是れなり抑始め同會の開會式を擧くるや畢て例に依り會長副會長の撰擧を行ふ而して投票の結果は甲某氏を推して會長と爲す某氏間も無く之を辭せり於是再ひ撰擧を爲す乙某氏擧く而して某氏又之を辭す從て撰へは從て辭す再三再四の投票を爲すに遂に會長撰擧の爲め三日間の日子を紛爭の間に費し會期の迫るを以て止む無く三日の夜會を開き亦一日の延期を爲し而して漸く議事を終了するを得たりと是當時會場に在りて親しく其光景を目擊したる人の實話なり六日間の會議にて會長副會長を撰任する一事の爲め其半數の日子を費せしとは豈に又奇怪なる現象にあらさるか煙の起る所必ず火あり原因結果の關係は實に爭ふ可らさる者なり此會長撰擧の紛擾も必ず其原因する所なくんばあらす吾人の知る所を以てせは此會議に到りたる人々は一二の人を除くの外は何れも僧侶にして眞宗東派に屬するものあり西派に屬するものあり而して東西兩本願寺の間には從來稍もすれは面白からぬ感情の蟠まるものありて兎角に圓滑を保ち難き殊に末寺末派に至つては其軋轢も甚しく互に相對峙する勢あることは皆人の能く知る所なり是に由て之を觀れは會場當時の現象も決して偶然の出來事にあらす其伏線は遠く此に在るものにあらさる歟而して會長撰擧の事の如きは唯偶其導火たりしのみにあらざる歟吾人の斯く云ふものは徒に想像を逞くして辨論を弄せんと欲するにあらす實に會場當時の模樣に徵し其紛爭の起因と認むへきものは此の外にありと信すること能はされはなり勿論二府十八縣の教誨師中其人なきにはあらさらん然れとも由し二三正見の士ありと雖とも多數の制する所遂に如何とも爲す能はすして此に至りしなるへし世の皮想家は或は吾人の言を以て過穿の觀察と爲すものあらんかなれとも能く事の實相を分析し其陰徼を觀察するときは不幸にも吾人の言は必ず的中するものあるへし嗚呼之れあるかな之れあるかな吾人斯道の爲め慨歎に堪へさるなり

凡そ宗教家にあれ道德家にあれ苟も人を濟度し敎化するの任にあるものは須らく精神を高尙にし志操を潔白にし而して又其慈悲心の高きは山の如く其度量の濶きは海の如く其德其明の自ら天下萬衆の敬仰を受くるの大精神大思想無かるへからず彼の眞宗の開祖たる親鸞上人は如何なる人なりしや法然上人は如何なる

人なりしや皆な是れ一廉の豪傑にして所謂大精神大思想に富みたる人物たりしや疑なし今日其流を汲むものは縱令親鸞法然其人の如くなる能はさるも能く祖師の心を以て心と爲すの覺悟無かる可らす舜何人ぞ我れ何人ぞ此心あるものにあらすんは與に道を談するに足らさるなり慈鎭和尙の歌に「なに故に捨てけん身ぞとおりゝゝは身にかへりみよ墨染の袖」其高風後世の人をして轉追慕に勝へさらしむ若し自ら宗教家を以て許すものにして名利の奴と爲り感情の僕と爲り自家の本分を忘れたるものあらは如何慈鎭和尙をして之を見せしめは將に其面に唾するなるへし又翻て彼の政黨社會を見よ互に其黨勢を擴張せんか爲め營々相爭ふて日も亦足らす競爭の極遂よ黨派の利害を先にして天下國家を後にするものあり爲めに識者之を憂ふと紛々たる俗界に於てすら心あるもの斯の如一然るを超然風塵の外に立て神聖なる職務を行ふへき宗教道德家にして尙ほ之に類するの行ありとせは識者將た何とか之を評せん然れとも斯の紛爭にして苟も此俗臭を持し來りて我か高潔清淨なる斯る事業を汚瀆せらるゝものに至ては豈に默々に附し去るへけんや吾人鼓を鳴して其罪を問はさるを得さるなり

之を要するに第二回中央府縣敎　師會議は會員諸氏の能く熱心事に從事せられたるにも拘はらす餘りに宗派に偏するの傾きありて人をして僧侶の會合よして敎誨師の會議あらさる觀あらしむるものあるを免かれさるなり是れ吾人か斯道の爲に歎し併て諸氏の爲に惜む所なり局に當るもの深く戒愼する所なくして可ならんや

●監獄は種々なる學問上の最適當なる研究場なり

蘇南生

表題の如く監獄の助力を得るにあらされは深奥なる研究を確實に施行すへからさる所の學問もありさなきまても監獄に依賴すれは頗る便益を得る所の學問もあり就中解剖學衞生學人類學の如き是なり然れとも予は最初に特筆して辨し置かさるへからさるとあり右の如く監獄は無類適當の研究場なれとも學問研究に熱心の餘一定の限界を超逸して深入するときは實に容易ならさる大害を生起し行刑の嚴正を蹂躙するの虞あるものなれは當局者は必す愼重の上にも愼重にし決して一步たりとも正當の區域を踰越せさる樣注意あるへきとなり若し此危險あらんには予は斷して其已むに若かさるを明言する者なり

前項に論述するか如く學問上の試驗を行ふか爲め行刑の嚴正を危害するか如き直接の弊害ありては固より不都合の至なれとも若し然らすして學問上の研究の爲めに利益となるとあれは監獄は歡んて應諾し且成るへく便利を與ふへきものと信するなり學問上の研究は之を大にすれは人類一般の利益幸福を計り之を小にすれは一國社會の利益幸福を計るものなり故に事に害なき限りは囚人を試驗の材料に供すること毫も差支あらさるへきなり

予は特に典獄及監獄醫に希望するとあり若し相當の學殖ある者來て助力を請ふときは成るへく之に便益を與ふへきは言を須たす諸君も亦た自ら進て研究に從事せられんと是なり人世の爲めには功德となり併せて

矯正図書館

自己の名聞ともなり得へき荒蕪地を所有しなから空しく之を捨置くへき謂れやある設しや名聞を好まさるとも人世の爲めに功德となるをも顧みす人後に陲若たるは諸君の爲めに取らさる所なり遠く眼を放て海外の形勢を一看すれは典獄若くは監獄醫にして學問上の名聲嘖々たる者陸續輩出するにあらすや監獄界より名譽の學者を出すの多き所以は他なし自家に無比の好材料を收藏すれはなり夫の有名なる意太利のロムブロソーの名を聞かすや彼れ何爲れものぞ元來一監獄醫にして夙に字内に名聲を馳すると此の如きを得たるは諸君の熟知する所なるへし嗚呼諸君何ぞ奮起せさるや

獨り典獄及監獄醫に止まらす其他の官吏即ち書記看守長及教誨師に於ても其職務上執掌する所の事項に就て學問上の利益となるへき者なきにあらす殊に統計に關して最然りとす結局毎日取扱ひたる事務に就て計數を書留め置くときは數年の後實に得難き貴重なる統計材料となるなり是等は別に難事にあらす唯長日月間注意して毎日些細の勞を取れは可なり故に何人にも熱心さへあれは容易に爲し得らるゝ業にして其效や絶大なりと謂ふへし

予は種々の研究を諸君に勸告すると同時に嚴に諸君を戒めさるへからさるの一事あり別事にあらす必す當初より計畫を一定し順序に由り系統を追ひ確乎として研究の針路を進行あるへきこと是なり學問上の研究は突差にして能く辨すへきにあらす功を積み時を經て始めて燦然たる光輝を放つに至るへし固より偶然に大發明を爲すこともありと雖是は決して恃むへきにあらす大体學問は着實を要求し投機的輕擧喧譟を擯斥するなり諸君は予の言を須たす素より熟知のことにはあれとも熱心の餘圖らすも筆を滑らしつゝ乞ふ徵意を諒せよ

諸君には自ら種々の胸算あるへきを以て予の諄々するを望まれさるへし故に何等の事項を調査研究すへきやには今敢て言及せさるなり予の愚考する處に由るも其數實に夥果なり而して全國の各監獄にて同一の模型に由り一齊に調査するを要する事項もあり特に便宜を有する監獄にて擔當すへき事項もありと信す其一齊を要するものは其筋より模型を頒つか否れは協議會にて議定あるへきことと信す要するに長日月を經されは容易に結果を見るへからさることなれは速に競て着手あらんことを切望するなり既に某某監獄にては幾多の事項に着手ありたるを知る冀くは他日に悔を遺すか如き迂を爲すなからんことを

飜譯

●刑法第五十六條に規定せる强制教育場の組織は如何すべきや（承前）

薩遜感化院長　ペスレル氏著

日本鐵血居士譯

抑々强制教育場に於てせる强制なるものは不良少年其者に施すと云はれんより寧ろ兒童を教育するの能力を有せさる父兄の爲めにすると云ふへき性質の者にして强制教育場は即ち生家の代理たるに過きさるなり此主義を以てする時は交通も亦監獄とは全く異にするを最も必要なりとす之を約言すれば凡て恐赫的裝置を用ゐることなく漸々不良少年の志想を變更し良心を惹起せしむるにあり前文述ふる如くなれは强制教育場は之を地方に設立し都府は勿論其近傍と雖も之を設置すへからす是れ都府に於ては貧民及職工多く感化上間接に影響を及ぼすと少からされはなり土地を變更し親屬と直接の交通を難からしめ過去は可成的彼等の心頭より脫却せしめ更に善良なる志想を腦裏に注入するを以て唯一の目的とせさるへからす然れとも大森林の近傍の如きも逃走の念を盛なら

しむれバ亦強制教育場の位置として避くべきものなり

強制教育は更に新築するを最も適當と爲すと雖も監獄と異り現存の建造物を利用するも毫も防なしとす

建物の一階は、事務所、食堂、炊場、洗濯場、浴場、其他必要の場處に充て二階は場長の寢室、居室、教場、病室、寢室に充用ー工場は喧騒を避けんが爲め別棟とし其傍には經理用其他の建物を設くるを必要とす教場及工場を區別するの外強制教育場は大體一棟とするを可とするものにして教育場の如く各之を小別するは不可なりとす若し此くの如くする時は第一多數の吏員を要し且小部に分つ時は不良の分子をして容易に勢力を得せしむれはなり亦強制教育場には體操場幷に菜園の外花園を設け各自の望みに依り培養せしむるを可とす

教育手數の最たるものは規律、禮拜、授學及作業なりとす

強制教育場に於て第一に其効績を現はすものは紀律にして紀律嚴正ならざれは如何なる苦心も徒勞に歸するものなり故に無限の柔順、禮節、清潔、和親、秩序整然、嚴格等の習慣を養成し新に入場する者の如きは

直ちに之を摸範とせんとするの念慮を誘發せしむるを緊要なりとす而して他の摸範に倣はんとするの念慮を誘發すせしむるは教育場第一の任務にして要は主として此一點に存するのみ

紀律を容易且嚴正に維持するの要件左の如し

同一の宗教を信せしむると

男女の區隔を嚴重ならしむると

體操及操練を盛大ならしむると

此を盛んにするの目的は衞生より寧ろ活潑且嚴格なる習慣を養成するにあり

質素且同一の衣服

四季の氣候に適するも且日曜祭日には幾分か平素と異なる衣服を着せしむべし

充分なる食物

適當の變換を必要とす

日課の適當なると

即ち作業、授學及休憩を適當に配設するを要す

懲治人中適當の者を選び監督を補助せしむると

賞詞、謚貴に賞與（例令は作業に勉勵なる者には工錢を給す）

賞表（衣服に縫着せしむ）

懲罰（減食、屏禁、笞狀）

屏禁は期限を長くし慈愛の性質を失ふことあるへからす減食も亦身體の發達を計り過度なるへからす笞狀は最も强惡なるものにして此等の事に遭遇せさりし者に犯則と同時に行ふへし從來强暴なる取扱を受けたる者に對しては毫も効用なきものとす

交通の監督

既に述へたる如く親屬及以前の同類とは直接に交通せしめさるの注意あるを要す

紀律を整然と維持せんが爲めには當該吏員は職務の內外を問はす行狀作業其他凡ての場合に於て躬を彼等の模範となり耐忍及不動の志想を發達せしめさるへからす

不良少年は先つ紀律を以て其行爲習慣を改善し漸々敬神の心を起さしむるの方針を採らさるへからす故に神の如何なるものなるやを知らざるものゝ如きは特に注意して宗教的教育を施し以て人間以外に尙ほ恐るへきものあるを知らしむへきなり其の方法は毎朝毎夜及食事の度毎には嚴肅なる禮拜を爲さしめ亦彼等をして聖歌を唱はしめ或は教誨を施すにあり而して禮拜の場合には場長出でゝ自から指揮し嚴父の愛子に於けるか如くなすを必要なりとす

普通禮拜の外日曜日に於ては一層嚴肅なる禮拜を施行し善良なる慣習を授くへきなり故に禮拜堂の如きも花美に流れす粗に失せす中庸を得せしむるの注意なかるへからす假令其地に禮拜堂の設けあるも普通人民と共に禮拜せしむる等は斷して爲す可らさるとにして教誨の如きも可成簡易を主とし懲治人をして了解し易からしめ且其時間も長きに過き彼等をして倦ませしむる等のとなからしむるを要す實驗に徴するに教誨は半は質問するの方法を採るを可なりとす

精神的教育の目的を達せんとせは宗教々育を根原となさゝるへからす善行を爲さんとするの意志强硬なる時は既に本性の備はりたるものと云ふへし然れとも亦學校教育も其目的を達するの要素なりとす

教育學校と修學々校とは大に其主義を異にするものにして教育學校は學術の眞理を極むるを以て目的となすものにあらすして堅固なる道德意志を養成するを以て目的とするものなるに由り科目の如きも必要を程度とし宗教、讀書、算術、習字、唱歌、幷に本國の歷史及地理に止むへきものなり其授業法の如き

矯正図書館

も獨り強制教育場に在る間のみならず社會に於ても充分應用し得るものたらざるべからざるなり懲治人學び得たるものをして各種の目的に運用し得ると否らざるとは實に授業結果の監督如何に存するものなり

（未　完）

寄書

看守諸君に望む

南海道　聊慈陋子

監獄改良の大事業を達成するの樞關となり大活動を要すべき看守諸君今や此事業は文明の風潮と共に驅逐し駸々乎として進歩するの好時期なり諸君の猛奮興起を待て完全の域に到達せんとするの好時期なり拍掌拍腹痛快を呼はさるべけんや多幸多望なる此境遇に處する諸君は此際無爲造り丹心燃ゆるの氣節を以て地位を重ず負嚴林其身を處する愈正明能く蕪淺の誠を盡し進て實學研究を其本然の責務となし又實際奉務の要訣となし縷想進皆以て彼岸に到達するの先驅者たるを期せさるへからず當路諸公の精勵に對する諸君の覺悟他あらんや英敏なる當路諸公は其實力に相當するの制服俸給を與ふるの明あり何ぞ徒らに吝なるあらんや實力平凡取るへきなくんは嚴然華美なる盛裝何かあらん嘆々是れか改正を促すより唯大に實力養成に勉むへきなり

親愛なる各地方看守諸君質に諸君は失望せ一事もありたりなるへし赤心誠意熱情の發する處反て失敗てう不幸に遭遇せ一ともなきに非さるへし眞に其境遇及ひ事情の察すへき又爲めに痛嘆すへきとなきに非さるは即ち事業達成の原動なり乞ふ勉せよ

夫衆一て此任を盡す者看守諸君を措て誰かある茫漠たる海嶽々たる山は當に其目睫の中にあつて自然に卓越の氣を養ひ其の膺程に固結一あるものは動かすへからさる活潑敢爲の氣慨たるを知る勉めよ諸君今や諸君の昂々たる氣力を揮ふの時なり勉めて素意を達するに至り其結果の現はるゝを待て監獄場裡の光景果一て如何なるへきう眞に面目一變の觀あるや必然なり名譽は掛て諸君の頭上にあり是豈に千古の一快なうすや諸君終極の目的斯の如くにして而一て奏功玆に及ふは固より少敢徹力の企て及ぶ所にあらす故に敢て各地方の諸君に望む是此事業の今緒に諸君を誤て成らんとするの時なるを信すればなり予や實に才識迂疎餘文拙者一奇なり豈能く躍然切齒業渠滴々の餘情に出つ諸君豈に同情を表せさるへけんや切に乞ふ無情一片の秋雲と化一去るに至さらんめん事を玆に筆を擱き諸君の投書を待ち而一て更に論する所あらへ

廿三年法律第九十九號竊盜罪を論す

摩耶山焦夫稿

二十三年十月八日法律第九十九號を以て或種の竊盜罪に關一特別の規定を設けられたり其第一條に曰く家屋其他の建造物外に於て犯一たる竊盜にして未た遂けさる者又は已に遂けたるも其贓額五圓に滿さる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處すとは此今日所謂屋外竊盜なるものの之れなり而一て此屋外竊盜とは如何なるものを云ふや其定義に付ては議者各々其見を異にし裁判所の如きも甲乙其判決を異にせり例之は掏摸の路上に於て他人の物品を竊取するか如き甲裁判所は是を以て屋外竊盜なりとし乙裁判所は否らすとせり而一て今此所爲を以て屋外竊盜と見做すや否やに付其結果に非常の差異を生す則ち一は二月以上四すと雖も諸君は所謂氣力なき者奮起にあらすして將た彼朝たに花に嘯ひ夕べに月に浮かれ散爲の氣力を養成すへき必要的の健骨なき事に堪へさる柔弱男子の比に非すして快活豪英なる前途多望の好丈夫なり一難に遇ふ能に志氣百倍するの堅忍不拔なる氣力なからさるへからす斯の如くならさるへからさる者なるか故に眞個愉快なる境遇なる哉有爲の志ある者進て就くへき好地位なる哉諸君豈に奮起奮往以て前途の百障を打破一奏功快心の美境に到らさるへけんや夫れ玆に到れは諸君は此總大至難なる事業達成の原動力と云ふへきなり

方今吾監獄は大に進歩の現象を呈すと雖も未た文化の虚假になれる地獄を以て見るへきものを然消滅せさる以上は創業の時てう感念を放へからす彼守成の世に於る守成の士の行爲に倣ふへけんや豈に夫れ小心翼々たるに類するを學ふへけんや社會の大勢は常に諸君の袂を曳き踵足頸延大に望みを屬するの時なり是に當るの勇氣なくして可ならんや故に口を酸くして唯云ふ實力の養成嗚呼實力の養成は寸時も等閑に付すへからさる最大要件たるを記憶せよ實力養成成て而一て活動生すへきなり

諸君は實に青山の花にして公務繁劇私事袞々てう一點微風の爲めに散飛一て豈に此急務を放擲すへけんや今や監獄學雜誌も大に面目を新めたり諸君か實力養成の最良法は實に本誌に投書一其欄内常に數百に上るに至らしめ以て競爭的の勉勵をなすにあり寄書せんと欲せは必ず多くの腦力を費やさゝるへからさるか故に智識の機能を發達するも亦大なり其隨意の研究と豈に日を同一て語るへけんや

諸君の熱情より發するものは成功の珠たるに至るや疑ふへからさるなり唯夫れ然り勉めて而一て心力を練り大に活動の原氣を養ひ相誓て勇健なる卓論を寄せ互に本誌の壇上に相見へ聯鎖週正々堂々此快活時代の活劇場裡に公言直論大活動を試みて以て大に輿論を喚起一改良の

年以下の重禁錮六月以上二年以下の監視なるも一は單に十一日以上二月以下の重禁錮に處せらるへきものなり

刑法第三百六十六條に曰く人の所有物を竊取一たる者は竊盜の罪を爲一云々故に竊盜罪とは他人に屬する動産を不正に領取するの意を以て之を竊取するの所爲を云ふ惟て今此定義を分析すれは左の如一

第一竊取するとき　竊取とは正當なる占有主の承諾を得さるか又は覺知せさるに乘一て其占有内より自己若くは第三者の占有内に移轉するの動作を云ふ竊取の意義を細別すれは尚左の事項を生す

A　其物件他人の占有内に在るとを要す若一自己の占有内に存するものなるときは遺失物隱匿罪となるも竊盜罪とならざるなり

B　其物件は動産たるとを要す故に不動産に付ては竊盜罪の生するとなし何となれは不動産には竊盜罪に必要なる取るの所爲を施すとを得さればなり

C　其物件は有形的の物件たるとを要す故に無形物則ち契約上の權利又は學て物上權は竊取することを得す加之ならす有形物と雖所有權に關するとを要す

第二犯意則ち人をして物品を失はしむるの意思あるとき　竊盜罪の犯意は通常故意の外に特に他人の所有物を不正に領取するの意思あるを要す故に若一他人の所有物を所持するも竊取するの意思なく又は贈與されたるものと誤信一たるときの如きは罪とならす然れとも此意思ありたるときは其原因自己の利益の爲めたると將又第三者の爲めたるとを問はさるなり今此犯意を細別すれは左の事項を生す

A　他人に屬する物件たるとを知るを要す

B　所有主の承諾若くは自己の權利なきとを知るを要す

C　所有主をして竊取せんとする物品を處理するの意あるを要す

第三他人の所有物に係るとき　故よ自己の所有物又は所有主なき財産は竊盗罪の目的物件たることを得す

荷も以上各三個の條件を具備したるときは異の竊盗罪にて刑法第三百六十六條に依り處斷すへきものなり然れとも或は其事實甚た輕微にて其情狀又甚た酌量すへきものにて單に刑法上のみにては充分罪刑の權衡其當を得せしむることを能はさるものあり例之は夫の紙屑拾の新先にある物品を竊取するか如き其の物品は價格僅に十錢を出さるものと雖前三個の條件を具備せるを以て必す第三百六十六條に問はさるへからす刑法中酌量減輕の設けありと雖如斯場合には酌量減輕も充分罪刑の權衡を得せしむるに足らさる者あり是に於てか立法者は遂に法律第九十九號を制定し以て其の欠を補ひたるなり然らは今掏摸の路上に於て他人の物を竊取するか如きは刑法に係るへきか將た法律第九十九號に依り處斷すへきか論者曰く如斯は家屋外のものなるを以て其贓金五圓以下なるときは法律第九十九號に依らさるへからすと余謂らく論者の說は單に文字に拘泥したるの論にして更に法の精神を知らさるものなり已に論する如く立法者の第九十九號を設けたるは元來屋外竊盜なるものは其の情狀甚た憫諒すへきものにて多くは一時の出來心より爲したる者の如きを處分する爲めに特に此法律を制定したるものなり然るに夫の掏摸の如きは立法者の思料せる條件則ち酌量すへき情狀なし寧ろ屋内竊盜よりも其犯意重大なり何んとなれは通常屋内竊盜は人の睡眠若くは不在に乘し竊取するものなれ共掏摸の如きは現に其人の存在し而かも睡眠せさるの時に於て竊取するものなれは其犯情前者に比して一層大なり殊に人の身體に附着し所持せるものを竊取するが如きは家屋の内外を問はす刑法に所謂すへきものにて第九十九號の包含する所にあらす否立法者の想像せさる所の者なり第九十九號は特別法なり特別法は可成其解釋を嚴にし寛にせすへからす是に於て之れか制裁を附するも新法實施前の所爲に向て實罰を負はしむるを得さるか如きものにて若し斯の事實あらんか國民其の堵に安んする能はさるを以てなり然るに豚盜法の如きは權利を規定したるものに非すして法律を運用活使する一の豚盜手續たるに過きさるなり舊法に依て事を行はんと欲するは權利を主張するに非らすして一の希望を滿たさんと欲するに過きさるものなり權利と希望とは雲泥の差違あるを知らさるへからす刑事豚盜法第二十二條に於ける意味たる明文よりするも予か立論の旨趣よりするも既に審判に着手したると未た審判に着手せさるものとの區別を要せさるものなるや明晰なり

又曰く豚盜法は法律を運用活使する一個の手續法たるに過きさるか故に既得權を以て得するを得さるは勿論にして苟も舊法の時勢及ひ法理と不適合にして新法の適合するものあるか故に之れを改正變更したるものなれは國民たるものは必す之れに據らさるを得す且つ法律を知らさるを以て其の責任を免るゝを得すとは不易の格言なるを以て新法の期間即ち三日の故障期間を有するに至らしめさるへからすと此の設亦た安誕たるを免れす法律を知らさるを以て其の責を免脫せしむへからすとは一の原則たるに相違なしと雖ともとは一般を汎稱したる場合に適用すへきの語にして本間に對し適用すへきものに非らす開廷判決書には必す故障期間を記載し被告人に知らしむる所以のものは何ぞや國民一般法律を知りたるものと推測すと雖も其實必すしも此の原則の如くならすとを以て其の之れを知らしめさるへからさる必用あるに際しては故らにこの例外法に出てさるへからさるものなり故に若し判事にて此の通告文を遺忘したりと假定せんか更に通告あるまて上豚期間は依然繼續せさるものとせさるへからす然らは則ち本間題に於ける宣告書には治罪法に依て五日の故障期間あるへきを記載しあるか爲め被告人は此の期間故障を爲すを得るものと確認しありたりと推想せさるを得す法律を適用するの宜しく原則を例外との區別を了知せさるへからす

以上二說中一は其の歸する所當を得たりと雖とも立論の要旨に至て遂に誤謬に陷れり一は轍頭轍尾其の正鵠を失へり予か見を以てすれは故障期間は五日を保つを得へく即ち宣告書記載の如く五日間は之れを保有するを得へしと雖法律を運用活使する豚盜法なるか故に其の必用に迫られ改正變更したる以上は全く其の新法に據らしめさるへからすと雖とも奈如せん國民は一般法律を知りたるものなりとの原則の例外を逸用したる即ち必然被告に通告すへき故障期間にて猶は五日と記載しある以上は之れを訂正するに非らさるよりは單に法律の改正を名とし三日間に短縮せしむるか如きとあるへからす

縱令被告本人は熟達したるものにて豚盜の改正變更ありたることを悉了しあるも其の通告を變更せさるに於ては亦た如何ともする能はさるへし然れとも之れか通告文を訂正するには宜く相當の手續に據らさるへからす其の言渡したる當時宣告書の誤記脫漏あるに於ては直ちに之れか訂正を爲すを得へしと雖とも法律の改正ありたる爲め當時適法たりし宣告書を訂正すへきの理由存せす然らは更に之れを通告せんか何の法律何の手續に係て何官吏之れを爲さんとするや予は實に之れを見出す能はさるものなり故に予は五日間は故障期間として保有するを得へしと云ふを憚らさるなりて此固より好すへきことにあらすと雖も舊法より新法に移るに當りて其の衝突不調和を醫するの單行法を發せさるの致す所にして其の効果の生するも亦た止むを得さることと云ふへし本問題たる獄務上攻究を要する價値あるを感するか故に聊か凹視先筆を叱めこの稿を草すと云爾

●闕席判決を受けたるもの、滯獄期間

盛岡　柱海孺夫　下田

闕席判決を受けたるものゝ故障期間は現行刑事訴訟法に於ては三日にして舊宅倉庫に入るものなれ共掏摸の如きは面かも其人の壞中著くは袖に手を入れ竊取するものなれは其所爲や前者に比して重きてあるも輕きてさなし然るに其重きものに對し輕き刑を適用せんとするは大に立法の精神に反し解釋を誤まりたるものなり故に余ハ如斯場合は勿論刑法に依り處斷すへきものと思考す然れとも現に或裁判所の如きは之を屋外竊盜に問へるを以て少しく疑を存して敢て識者に質す

●外役囚の加へたる損害賠償に就て蒲英公君の疑問に答ふ　香川土陽散士

大日本監獄協會雑誌第六十號に蒲英公なる者囚徒外役の爲め加へたる損害賠償の疑問を掲て曰く「外役囚物品運搬の際誤て民家或は官署の物件を毀壞したるとき其賠償義務者は其監署を代表する典獄なる乎將た直接戒護者なる乎」と言ふにあり

蓋し其責任義務に就ては既に已に舊監獄則發布後幾何もなく則ち明治十四年五月二日石川縣伺に對する同十一月卅日の指令を以て嚆矢となす頃て同十四年五月十三日埼玉縣伺に對する同十一月十五日指令同十五年八月二十三日愛知縣伺に對する同十六年二月廿四日の指令等により疑義自から明晰なり然るを今事新しく余が陳腐の弁見を喋々し敢て貴重なる誌上の餘白を汚すが如き固より余の本意にあらさるなり然開け公か公か折角の疑問空しく之れを看過するは斯の道の交誼に反すると同時に公が還暦識に思ふべし余暫く獄務の狂夫となり世の識者を氣取り而以て本問説明の任に當らんとす識者乞ふ之れを諒せよ

戒護言に曰く

一　人を害するものは之れを賠ふべし

二　不當の利益は之れを得べからず

要するに損害賠償に就て其法方を概説せば損害に無形的損害有形的損害の二ツあり無形的損害とは人の名譽を侵害するが如き則ち之れなり人の身體財産其の他有形の物体に對し危害を加へたるもの是れ之れを有形的損害となすなり然り而して其の損害を賠償するには概ね物貨金を以てすべきを例とす然れども無形の損害を賠償する場合の如きは方錢被害者の請求により加害者の費用を以て新聞に廣告に或は其他の法により其裁判宣告書を公然告示すべき離利を有すべきなり

閣説累して然らは其損害賠償に就て之れを負擔責任の義務を有するものは何人なるかと云ふに犯罪により損害を加へたるものは正從犯の別なく又無意有意の區別を問はず加害者に對して賠償すべきは當然なり就中本間の如きは之れを前例外に置き則ち我民法第三百七十一條の定むる處に因て何人を問はず自己の所爲又は懈怠より生する損害に付其責に任するのみならず尚自己の威權の下に在る者の所爲又は懈怠及び自己に屬する物より生する損害に付き下の區別（民法を云ふ）に從ひ其責に任す（以下各條を要す）

該是觀之例ひ有心過誤の別ありと雖とも損害賠償は（本疑問）左に記載する區別と諸項に就て其責任を判別せさるべからず

一區別

官司業なるとき

理由監獄則施行細則第四十三條により監獄内に於て作業をなさしむると雖とも多數の囚人にて刑事獄内の作業を以て囚人の作業上使役を充たしめ難き場合地方の便宜により外役（内務大臣の許可を得）せしめ前同上の義ありたるときは其損害賠却は屬主之れが責任を負擔し且つ其費用も本人自辨たらしむるを可とす

凡う官民司業を問はす損害賠償責任の義務を有するものは以上記述する處の理由に因て疑者は了解することなりと信す故に猶一層すべきは當局者に於て宜しく其時と場合則ち道路の險悪等左の諸項に就て實地の景況を視察監督せさせ敢て余の多言を須たすして明なり

一　戒護官吏の囚人に對する人員及戒護上の適否

二　戒護官吏指揮命令の適否

三　道路の廣狹及曲直阪路等の如何

四　囚人の故意にあらさるや否

五　積載したる物品其車体並に運搬すべき者の体力に應するや否

六　如何なる場合を問はす運搬中天變地妖其他非常の出來事に遭遇せさるとき

旨りに臨んで余は疑者の謂ふ直接戒護者は敢て損害賠償責任の義務を有せす唯た監務上の怠慢失責（前顯六項及故意を以て特更に命令したる場合は格別）に對して懲罰処分を受るの外なきと思惟す世に經驗ある治獄家諸士よ乞ふ不備あらは之れを補綴せよ焉

●作業科程と料定工錢　上田定次郎

役囚に就らしむへき科程は内務大臣の認可を經たる標準内に於て其體力の如何を精察して賦當すへきものなれは過重失當の歎れ少かるへきも雖も然れとも各種の役業に就ての雇工錢（即ち料定）工錢は之を監獄の長官たる典獄の權内に委して別に監官署の認可を要せさるときんなれり予輩は其の何か故に一は内務大臣の認可を要し一は之を要せさるものそする理由を發見する能はさるなり以下作業科程と料定工錢との關係に就て愚考を陳述し以て當局者に注意を請ふ所ろあらんと欲す讀者幸に諒せよ

科程の標準は務め内務大臣の認可を經たるものなれは其賦課上に就ては著しき不權衡を見るか如きことなしと雖とも其等級編入（假令は何役何の誰は一等若くは二等の科程を科するの類）の事之を忽諸に附すへからさるなり然らされは即ち體力強壯なる健康者にして輕易寡少なる等級に編入せんか其科程を擧ふるとき質に易々として常に科程外の給與をなさゝるへからす又孱弱なる老衰者に重き科程を授けんか其之を擧ふるとき決して容易に終日役業に勤勞從事するも尚其及はさることあるに至る然れは等級編入の宜きを得んと容易にあらさるなり故に最初相當の科程を撰ら定むること勿論必要にして又之を昇降するに當ても充分調後の成績を考覈せんと最も當局者の注意を要す、從來予輩見聞する所に由れは其昇降變更或は輕易に失するなきやの感なきにあらす何となれは多くは之を工場係の授業手若くは看守掛丁に全然委任して易置昇降をなさしむるか如き成程各囚人使業の程度如何を知るは常に直接督勵せる工場係に優るなきと雖亦之を下級なる工場係にのみ放任するか如きは料程賦課上事体の宜きを得たる者あらさるへし料程賦課にして偏重偏輕に失するあんか内務大臣の認可標準は其効なく監獄則の職力に應じ云々なる明文の精神に反するの結果を生するに至る、されは監獄則か體力に應じ云々と規定したる由を見るも之れを如何にして如斯容易に昇降易替することを下級なる工場係にのみ委任したるもののあらさるとて又以て知るへきなり

科程の賦當既に其當を得さる可らさるとき前顯陳述するか如くんは之に準て監獄當局者の最も愼重なる注意を用ゐさるへからさることあり、即ち各種の作業に對する雇工錢（料定工錢）の規定之れなり監獄則第二十二條之を規定して曰く「定使に服すへき囚人現役一百日を經れは始めて各自の工錢を料定し」云々と係是觀之も工錢の料定は其何人かこれを立定するやの明文なしと雖とも典獄に於て之を規定すへきものなることを素より疑を存せさるなり、予輩か今事新しく玆に喋々するを俟たす料定工錢の多寡は其給與錢の多少に直接の關係を有するものにして工錢料定高の如何は役囚の頭上に幸不幸を生すること大なり今日の如き給與工錢を以て役囚の權利なりとまて極論する者あるの時に方て其

標準たる料定工錢の立定を忽諸に附するあらんか其囚情に關係を及ぼすこと甚しからすこと實に尠少にあらさるへし給與工錢は素と法定の恩賜に相違あらさるへしと雖も他日出獄後は生計上の資財に供せられ亦在監中に在つては其之を使用する上に於て尠からさる關係あり即ち食費を償ふて尚餘りあるの工錢を得るものは之を食物購求其他に行使することを許すの方法あり依是觀之は法律上の恩賜なる給與工錢も現行監獄則に於ては殆んと補利せしめて見ること得へき感なきにあらす何となれは必らすや之を與ふへきことを規定して或は特定の場合の外（即ち逃走一滿一年を經て尚之を受くへき者なきときの如き）之を剥奪する能はさるものなれは軽貲の如何なるやは措置き法律か明文を以て付與したる精能と云ふも其不可なるを知らさらんとす（予輩曾て本誌上に於て此規定を攻めさるへからることを論せしことあり）此解釋にして果して大差なくせんか益々料定工錢の規定を忽かせにすへからさるの必要あり料定工錢の多寡は直接給與錢に影響すること前陳の如し故に工錢料定の可否は間接に法定上の工錢給與の割合（即十分の二若くは四）を變更するか如し當局者たる者宜しく細心虚氣平懐を失せさらんことに注意を用ゐさるへからす、然るにも拘はらす斯る貴重なる工錢の料定頗をして容易に增減變更するか如きへ其治獄の要を得たるものにあらさるや明かにして典獄たるものゝ最も愼重を加へさるへからさるの責任なりとす

予輩曾て試みに所得工錢と給與工錢に就て其割合如何なるやを統計せしに意外なる結果を見てことあり、并は何ことなれへ或る種の工業に就ては給與工錢の却て所得工錢より多額なるあり多くの工業皆然らすと雖とも要するに所得工錢は常に給與錢より機算したる工錢即ち料定工錢額に及はさること甚しく給與錢は却て所得工錢の七八分を占むるもの比々皆是れなり最も料程外の給與錢をして十分の六を給するものあり是れ又是非は實に僅々にして計數上に影響を及ぼすこと甚しからす良しや料程外の給與錢多しとするも總ての給與錢を併合したる上に於て其以上の割合に出つるを見るか如きは是れ取りも直さす工錢料定頗の高きに過くるものなること又以て知るへきなり予輩は常に給與高は所得工錢の三分若くは四分の間ならさるへからすと信するにも拘はらす却て前述の如き計表を見るは料定工錢の立定宜しきを得さるものことを斷言して聊か疑を存せさるなり

試みに聞はん給與錢の豫算頭は何を標準として算出するや曰く工錢料定高に據るへきこと素より論を俟たすと、然り然らは工錢の料定高なるものは果して如何なるものなるやと云はんに作業上より生する所の工錢を豫め料定したるものにあらすや、而して其結果前陳の差異を見るは工錢料定の高きに失するものと云ふの外予輩は他に答辭を求むる能はさるなり最も予輩か例示せし所得工錢の三分若くは四分ならさるへからすとは玆に之を斷言するを得さるも亦た以て其半頗以下たらさるへからすと信するものなり當局者幸に一考を垂れられんことを望む

●未丁年及幼年四に對する監獄及教誨師

植木一桐生

枝葉未た繁からす根蔕未た固まらす漸く地上を出てゝ未た草莽茫々の間に烈風強雨の挫折を凌き寒霜嚴炎の艱難も曾なからさるの時前途嶮崖波濤の橫はれ有る山水蒙中心軟弱其日其時所謂時々刻々其風向に從ひ實に指風針の如き東西未た定見無き童幼等即ち未定年及幼年囚の如き精神未た辨別なき臨隨未た不完全なるか爲めに一時眼前の寸慾に制せられ父母供給の不足を憾み一時の劣へ違ひより盜を爲し又は無邪氣の爲めに一時怒りを押へる能はすして毆打等の罪を犯し監獄圍内よ拘禁せらるゝか如きは父母兄弟は云ふに及はす吾か社會同胞を殺するの端の容色なく（表面には耻ち入りたる色を僞作し嚬辭八百を並へて所行を悔敢すること雖とも）或る一部の丁年以上のものにして一時世務の行き懸りより機を誤り或は貧の爲めに盜を爲し入監せらるゝこと雖とも父母妻子親族の爲めに面目を省み改悛悔悟するものゝ如きことは其稀を同ふする能はさるは明瞭なるか如しと雖とも之に引換へ幼年未丁年囚等の惡事習熟と同時に成長するものゝ如きことは深く玆に鑑み治獄の實を擧くる實に至難中の至難と云ふへきなり

前編述ふる所は概ね彼等裏面の擧動にして實に此監獄圍内に於ける表裏の甚たしきは云ふ迄もなく善惡正反對なる魔界に於ける日々執行一つゝ在る處の司獄官にして之れを看破する容易の業にあらす今例へは今日一二其裏面の著しき弊害を摘發すること雖も明日又一二の他害を生し獄吏救々せして裏面の透見に勉めは彼等又奸計周密隱謀至らさるなり凡そ何處の監獄と雖も監獄圍内表面の有樣と彼れ等囚徒間裏面の情態とは月晴雲泥の相違ある之を透見看破するは智見完備尤も獄事に經驗あるものにあらされは到底得て得べからされはなり如斯陰雲魔界の内に棲息する處に於ける彼の感染情緒の速かなる未丁年及び幼年囚の如き治獄上社會に負ふ責任の重且大なる監獄に於ける日々直接戒護矯正する處の看守押丁は勿論教誨師の如きは一層斯道に留意し充分なる改過遷善の道を誘せさる可からす實に未丁年幼年囚改心成善の著明なる前途遼遠國家の禍福思ふへきなり其至大なる教誨師の功尤も其高位を占め若しくは之れに反して未丁年及幼年囚の再犯に於ける通常丁年以上の囚徒と異なり云はゝ惡因累惡結果の骨髓脫すへからさる不入惡奸惡の徒と同日の論に非らさる教誨師の一大不面目と爲り教誨の無修驗と爲り怠慢となり無經驗と爲る唯だ已往の教誨は幾層の勉強も一朝水泡に屬して單に形式上の教誨に止まり眞實誠實の教誨を試みさるものゝ如く局外人に觀察を與へるに至らは實に殘念至極云ふへからさる次第な

勢をして怨みを千載に遺こすや雖とも如何ともすへからさる惡漢製造の豫備門に入るに至りては又大いに悲歎慷慨之れに過くるものあらんや吾か社會全體の爲めに一大禍福上利害よりして非常至大の殊事をして遂に社會に無上の害毒を流すに至りては憤慨措く能はさるのみならす之れより以後常業を營むの道を忘れ生涯監獄の厄介を爲り國財の蠹と爲る之れ國家の一大凶事にして凡そ世を愛ふるもの之れを輕視看過するに忍ひさらんや余輩聊か玆に不幸尤も憫ひへき處の未丁年及幼年囚に對する監獄及教誨師たるもの責任の重且つ大なる處を陳べ以て四方諸賢の聳眼を汚さんとす彼れ不幸憫むへき童幼等の一時眼前の寸慾に誘惑せられ子供喧嘩の爲めに意外の傷害を惹起して竟に其身は法廷の裁判を仰くに當たり正直一偏智慮足らす愚さんと欲して却て實をは嘘一法網縝密にして細大を漏さす遂に天恵を奪はれ憫むへき藍衣の身となり鐵窓の呻吟も漸く狃れて閑居安泰の身と爲り服役作業も氣散心樂と爲り屢恥名譽其れ何物ぞ若くは他日刑期滿限の後出獄するも雖とも朋友は無く知己には疎遠せられ又自ら改悛遷善の勇氣なく日夜朝夕他人の己れを醜惡視せらるゝを厭つて亦嘗同監者等と進んで相親み相結托して惡事を働かんとを共謀し再三再四監獄圍内に懲罰せられつゝ益策傳智奸智養成の間に成長し漸次習慣犯罪の感染に因て犯罪は自己の營業と思ひ一朝失敗の曉きには入獄は常法と心得監獄は自家と思ひ看守押丁は雇主の家人の如く裁判所は雇人請宿口入所の如く想ひ考も曩刑執行の苦痛を感するの色なく虚心平氣看守押丁の氣取り裁判の犯罪平々坦々更に苦も無く難もなく教誨は教誨師をして監獄圍内一種僻物なる狂人の如くに豫想し自己一人の了見を極めて立派なる監獄卒業生の如くに心得（内心には）新拜命看守押丁は（表面には恐々敬々たる偽粧を爲すと雖とも）荒呑みと爲し新入囚徒等に對して先輩を以て誇り已れ者も罪惡の爲めに拘禁せられつゝ在ることを忘れ少しも耻つる

り此教誨師の囚徒に於ける栽培園の園丁なり花作りなり況んや未た思慮の定まりなき未丁年幼年囚を教誨するに於てをや

日々彼れ等囚徒間に誠意愛慕せらるゝ處の教誨師は精神病の醫師なり囚徒に於ける嚴父たり慈母たり彼れ教誨師園丁の鋏と手術に由て有德珍木の鉢植となり見事無類の羅衛木となる彼れ庭園にある處の蕾を含んで他日破綻の曉を待つ處の草木には害蟲あり枯あり奇麗美妙の花を咲かしめ雅枝妙葉を萠芽せしむるは一切園丁其人の勉否能不能の如何にあるのみ就中未丁年幼年囚の如き改過遷善の第一手段として教誨は主たり教育は主たり監獄則中條項の設ける讀書習字算術を誨へて德音を施すは第一の階段と爲り工業力作の如きは毫も改過遷善の資助たらず況んや今日監獄改良の曉きに際會するに於てをや唯た力作の如きは血腋噴還の運動を主として身體の健康を保全せしめ出獄後自活を求めしむるの一助をするに外ならず故に力作工業を以て監獄の目的とする能はさるは勿論今假りに余輩をして充分なる語を吐かしめんと欲せざる監獄改良の第一着手として第一德望高才經驗を具備せる所謂一見衆望溢出德識德行ある教誨師を撰聘し彼れ等未丁年幼年囚の如きハ慈悲教育感化を以て主となし作業工場を始め教誨講開の席より重輕罪監房に至る迄全然之れを分離し一層教誨師の干涉を親密頻繁ならしめ毎朝毎夕一場の教誨を爲さしめ讀書の如きも勉めて修身書を讀ましめ總て實際に行はしめ教誨師進んで行狀を視察し誠意彼れ等か腹臟に立入り充分の教育を施こし時々典獄看守長等の緊要所思の訪問を受けしめ納めて其實を吐かしめ改善を導らきして出獄の後は皆善人たらしむるの自ら指導標となり益々精神を鞏固ならしめ德育智育以て自然に彼れ等をして前非悔悟感奮の念情を發起せしめ善行ふへからす惡行ふへからす本心に立反り彼れ等從來平常滿身に染み渡り切り居る所の惡念醜思を一切洗滌し去らしめ作業の際と雖とも他囚丁年者と混同せしめさるは勿論影にも眼目に觸れしめす又言聲を聞かしめ自から區分を立て却て丁年囚徒等をして忌避嫌惡するの念情を起さしめ滿期出獄の後は立派なる人類間に立返り進んで生業を營み能く父母兄弟に使へて全く入監前の人物と彪變せしむるの方針を以て教誨の任に當たらすんは其奏効極めて難きと深く信んして疑はさるなり又一方には未丁年幼年囚に附添ふ所の看守押丁に多少小學教員の心持を以て親切丁寧を旨とし言語容姿を謹み教誨師と一致結合奏効の任を共にするの決心を以て其間に嚴正なる規律を保ち充分作業を督勵し總て言語は修身教育的に用ひ不幸にして一度監獄に來たりし者は再び監獄に於て面陪せしめさるの決意を以て（若し再犯者あるときは刑期中獨房に拘禁し他囚徒と全然取扱ひを異にし疎近せしめす）廉恥名譽の貴重なることを記憶せしめ教育的最後の監獄をして無事出獄せしむるの良策を念頭に措き治獄の實を擧くるに非らされは唯其名ありて實なく却て犯罪者をして多殖ならしむるの感なきを得んや嗟乎

刑事被告人信書に關する管見

靜岡　平田嘉兵衛

法律か刑事被告人の信書を待つに如何なる規定を設けたるか監獄則第三十四條は之を決定して曰く（前畧）但し刑事被告人に係る信書は當該裁判官の檢閱を經へし」と則ち裁判官の檢閱を要する一條件の外、何等の制限あることなし而も此制限たる信書自體に非すして關係的の必要に出でたる耳凡う信書なるものは吾人か思想の動作を發表する利器なるを以て若も彼等の施爲に一任せんか一片の信書を以て能く彼等か詭計奸策を施すの媒介となり遂に被告事件の證憑をして湮滅埋了せしめむとする虞擔保全の豫審處分何に由てか之を全ふするを得む是故に法律は右等の危險を防制し彙て其信書に據り證據の端緒を發見するの目者にして其極遂に紀律に影響すと言はむか獄者の妄斷に於て極されりと謂ふへし夫監獄の要は罪犯を懲戒する目的より法の範圍に於て束縛馳騁するは固より當然の手段なりと雖とも這は國家か刑罰權實行に隷て法律の効力を完全ならしむる所以の途よりて漠然之を期するに非す然るに被告人は未必の罪犯にして國家か刑罰權の目的を遂行すへき資格を具備したるものゝ非さるなり是故に法律の規定する所も二者大に其趣きを異にすれ則ち囚人に在ては絕對に自由を欵束して一行一止毫も假借することなく又被告人に在ては可成的自由を尊重して絕對に其行爲を欵束せす若し之を欵束するの必要あらむか法の認る範圍に遵らさるへからす然るに被告人か信書の自由は論者の謂へるか如き理由を以て之を欵束する法の明認なく然は乃ち論者か所謂驕敖を防制せむ爲め信書の自由を欵束するは之を囚人に適用すへきも之を被告人に及ほすへからさるや甚明なり況や之を實際に徵するも論者か憂ふるか如き弊害なきをや由是觀之論者の所謂驕敖なるものは漫に人の思想を臆測し信書の性質を誤認したる一家言に過きすして素より取るに足らさる謬見なりと斷言して敢て憚からさるなり

第二冗手を省くと

彼等か發信中其必要ならさる文詞あるときは之を差止むへし何となれは必要なきに手數を要する是冗手なり而て冗手は省かさるへからずと雖然れとも其憂否の甄別は如何なる標準に由り之を見出すかは盖し信書の用件たる各自社交上の地位又は貧富等の如何に由り異ならさるを得す從て其用に必要なるものと不必要なるあり到底必要の程度を定むるか如きは所謂不能の業に屬す或は曰はむ寨暖の挨拶、疎情の謝狀等是不必要のものなりと然れとも彼等か用件は固より特定のものに非す其寨暖の挨拶も社交上必要あれは疎情の謝狀も亦必要ならむ要するに斯の如きは之を各自の感情に一任するの外敢て濫りに他より肘度的より喜人の尊重すへき信書の秘密を侵し以て裁判官の檢閱に附せしむるは不得已圖僅的の手段たる耳

論者あり「曰被告人信書は裁判官被告事件の必要より之を檢閱するの外尚は監獄上の必要より之を許可するの權能を有せさるへからず而て其目的二あり第一彼等の驕敖を防制すること第二冗手を省くこと是なり」と盖し論者の觀念は監獄なる一小部分に限局せられ大局の明を失したるものなるか故從て國家の意思を發表せる法律の精神を相互するに固より論を俟たす請ふ聽か論者の說を觀察せむ

第一彼等の驕敖を防制すると

盖し論者の意に以爲らく彼等の發信中敖負に洗り文飾に流るゝ等の文詞往々走あり若此等をして彼等の意向に一任せむか漸く彼等をして驕惡敖侵の念を增長せしめ遂に監獄の秩序を害するに至らむとす故に此等の弊害を豫防する爲め正當なる範圍に限制するは當さに治獄の要素にして司獄官たるもの宜く留意すへき點なりと」嗚呼論者は信書の性質を忘却したる乎抑も信書は吾人か思想發表の器械なり而て吾人の思想は千狀万態なり敖負、文飾元と信書の性質之をして然らのむる所豈異むに足らむや其性質を究めすして其結果を趁ふ余輩寡かに論者の迂を笑はむ盖し吾人思想の動作は各自殊別の能力に由り異ならさるを得す從て其發動をして言語に出て文章に顯はる亦各自殊別なるは自然の結果にして固より怪むに足らす殊に文章の如きは其形式上の文字に於て尚巧拙の差あり故に甲の粗豪なるも乙の謹厚なるも是皆其思想發表の形式をして之を觀るの外敢て一定の標準を以て之を規すへきに非さるなり假如ひ之をして一定の標準に繰らしめむとするも將た何の益かある益なきに漫に干涉する吾輩其要を見さるなり

且又論者の所謂監獄の秩序を害すとは余の甚た解する能はさる所なり或は斯る驕敖なる信書は彼等か謹愼の念を失し罪犯の分限を忘れたる

すへきに非さるなり況や何等の奚害なく従て法律の禁する所にあらさるをや論者か所謂冗手さは論者か將さに作らむとするものに非さるなきか何となれは斯る無益の世話を焼けはこう乃ち冗手の生するなれ論者の目的夫れ斯の如一而て一も得る所なし其條理に適はさるや固より言を俟たす假りに一歩を譲り斯る必要の生するにもせよ之を以て直に差止めむとするか如きは抑も法の許さゝる所なり余輩は深く論者の安を辨せむか爲め前に法律か被告人の信書を持つ規定の大要を陳へたり覩よ法律か是認一たる裁判官の檢閲すら尚且漫に之を差止るを許さす況や法律の認めたる司獄官の敢て之を左右せむとす豈違法ならずや論者曰はむ「故に監獄直に之を差止るをなさす其理由を開陳一て裁判官に回送一以て之か處分をなさーむ故に違法に非すさ」蓋一裁判官に差止を求むるは被告事件關係の必要さ假装せむか是司獄官か違法の罪を裁判官に嫁せむとするものなり然れとも假令ひ裁判官をして之か處分を爲さーむるも違法の罪は到底司獄官に皈せさるを得す抑も事業の施設は之を發起せむとするもの其の勢力の半を占むるは自然の狀態なり彼の第二議會に於て豫算を議するに方り所謂民黨なる一派の議員は官吏の俸給其他を削減せむとして官制に侵入せんとせり然れとも斯の如きは所謂大權を侵犯するの嫌ありとて更に官制改正私擬を作りて之を上奏せむとせり而て彼等は思へり如斯くんは其嫌なかるへ一何となれは惟參考に供する迄にて取捨は固より政府にあれはなりさ」蓋一謂ふなり凡そ法令の世に行はるゝは其行はれさるの前將さに行はむとするの時に於て此を啓發誘導するの勢力あるに始まるものなり國法學者之を法律の響導と稱せり憲法か起草啓發の權を慎重一たる故あるなり今夫監獄は檢閲許否權を有せさるより其意見を發議一て裁判官に處分を求めむとするを啓發誘導一て差止の勢力を生せーむる司獄官に非すして誰ヶ是監獄自ら差止權を行ふに異ならず違法ならむとするも豈得へけむや

鳴呼論者か被告人に對する觀念は監獄なる範圍に限局せられ大局の明を失一たるものなり論者或は曰はむ「余か以上の意見こう誠に能く國家本然の目的に合一たる者なり何ぅ大局の明を失一たりさ云はむや」と然れとも國家本然の目的は斯の如く一小部局に偏倚一たるものに非さるなり廣く大局に通一て利害を計考一得失を較量せさるへからず監獄の事整固より國家の目的なり然れとも是か爲め他に存する目的を無視するに至ては決て國家の認る所に非さるを知らさるへからず蓋一法を設て社會を統御するは能く是等の利害を調和一敢て一方に偏せさらむとを期する所以なり職に行政の局に在るもの常に之を服膺一て造次も忘るゝなくんや始て其職司を全ふ一たる者さ謂ふへ一試みに觀よ罪犯を糺明一て刑罰を擬せむとするに必要なる治罪法を、蓋一治罪法の目的たる國家か犯人に刑罰を擬むとするに際一二個反對の利益の交々牴觸せんとするを調和一て各其利益を全ふせ一むるにあり二個の利益さは何ヶ一は犯人に對する社會の利益之を詳言すれは犯人の社會に害を加るや社會は之を補償せ一めさるへからず而て能く此目的を達せむには容易に犯人を捕獲一以て刑罰の適用を完全なら一むるにあり一は之に反對せる個人の利益之を詳言すれは社會は犯人に對一罪犯たる疑を抱くさ雖さも一旦有罪の判定を經るに至るまては之を遇するも總て良民を以てせさる可らず從て其身体自由の如きは充分に之を保護一苟も苛酷の處遇を許さず若夫此主義に反一社會の利益に汲々さ一て敢て個人の利益を顧みさらむか其結果延て社會の大害を醸一幸に國家の命脈に係らずむはあらず（治罪制度の善惡に由り國家の安危に關係する事は歐洲各國の歴史及我國維新前の制度に察すれは明なり）故に法律は此二個の利益を一て交々牴觸することなく能く調和の實を擧け兩々相全きを期せむとす然は乃ち被告人を遇する宜一く此目的を以て唯一

●如何にしてか囚徒道徳を涵養し美徳を發育せしむる乎敢而江湖之諸賢に質す

山形彌陀六

余宮城集治監看守を拜命一玆に二旬未た獄務の何たるを解せす然れとも幸に教官之懇篤周到なる薫陶により僅かに其一端の一隅百分の一を解せり依て玆に愚考を起一敢て江湖の諸賢に質す幸に交の拙なるを問はす愚意を解一て答を客む勿れ

鳴呼世は澆末の世となれり、惡徳社會を襲せり、矣嘆浪費波は滔々として潔白なる總義の天地を捲き、爲めに倭儈、暗澹、百鬼横行、奸物一跋扈、殆んさ收むへからさるの暗黑世界さなれり、試みに拱手安座一て吾人の身邊を周圍する紛々たる世態を觀察せは俄然空中に一種の黄金堂を幻出するか如く外界的、文明日進、政体整頓、法律嚴正、美術巧妙なりさ雖とは之れ表面上物質的之文明のみ苟も國之消長に大關係ある社會之内情を窺はゞ悉々之れ權謀術數、詐欺、籠絡、嫉妬、傲慢、驕奢、敗徳、隠着、陰險、僞善、之可恐世界にあらすや

鳴呼堯舜之徳、湯武之仁、抑も道徳の潔性、今何くにかある、地を掃ふて天に飛散せる乎果た、地底に潜する乎論一來れは譬た浩嘆血涙に咽ふのみ矣、抑も何等之狂人が外界的之文明を以て國家百年之大計さなす乎、見よ見よ彼の佛國の如き古來政學の國さ稱せられ殊に千七百年代の如き諸般の學術旺盛之時運に會一て碩學ウオールテール　モンテスキュールーソー等諸氏の輩出一て大に時勢を痛論設道一次てコンドルセー　チュルゴー等亦出てゞ政務の得失を叱咤一たり、是時に當り佛國は歐州中文學之淵藪なり政學之師父なりさ崇められ各國人民皆

の主義させさるへからす論者か監獄なさ觀念に拘て被告人の信書を云々するか如きは豈國家の目的を解一たるものさ云ふへけんや

舌を佛國に巻かさるはなし然れとも其國運や終に如何慘憺無比なる七百八十九年の大革命を演出一玉尊の實位を蹶み給ひる路易十六世を一て哀れにも烟焔中に焦死せ一めたるに非すや焉、之れ皆外界的文明にのみ眩惑一て内界的精神の道徳の發育を閣らさるに依るのみ實之れ獨り一國の統治上にのみ止まらず嚴然別社會を爲す監獄の如きも亦大に然り、如何に獄則を嚴正に一獄務を整頓するも囚徒を一て眞正に改過遷善の本義に基き道徳を涵養一美術を發育せ一めされは徒らに表面上勦式的の整頓に一て其實、死法空律に歸一眞正なる監獄の改良を圖る能はさるなり、雖然若一考すれは實に之れ等の徒は現今の惡徳社會中更に尤も甚はだ一き惡漢無頼の徒に一て世の所謂（鳥奸兵工、狸之權太洗濯之掃き溜め、惡多、滅多）之集合隊に過ぎす、之れ等の徒を一て余の掘出する問題之道徳を涵養一美徳を發育せ一むるの方法は實に至難に一て恰も木に縁て魚を求め水中火を探かすの觀なき能へすと雖吾人當局者は事之至難なるを以て等閑に附一忽諸にする能はさるなり、然り而一て其方法の如きも千差萬別、或は不可言の秘訣手段もあらさるを雖、余の如き淺學無經驗豈何ぞ其方署の一端をも知る事を得んや故ユ余は玆に特筆大書一て江湖の諸賢に質す所以なり焉

然り而一て余は亦左に條を追ふて井蛙の愚見を求め諸賢の參考に供一及び可否の師論を乞せん

一　典獄は宜一く獄務に長一たる看守長より擢拔する事

何ぇさなれは典獄其人に一て獄務に迂闊、且つ着眼其宜一きを得されさ帝に部下（看守）の取締のみを嚴重に一囚徒の違背を輕忽にす尤も典獄は監獄全体の責任者なるを以て部下を最極に取扱ふは當然なり雖獨り重きを此點に置く時は部下は畏縮恐惶に心を奪はれ職務に信實を盟かす唯、外面裝飾的の勤務をなすのみ、苟も職務に信實を盟かされは隨て囚徒の制馭其當を得さるは理の然ら一むる所さす故に典獄は獄

務に長ー下情に通達せる看守長より撰抜すること適當とす

二　情實に拘泥せず實際其職に堪へざる署員を淘汰ー別に慧敏なる人物を選任する事

何んとなれも獄務は一の專門學とー研究すべき事業の業なるにも拘はらず些々たる情實に拘泥ー頑愚暗鈍の人物を悠然とー用ふる時は其弊害は囚徒全般に蒙らーむるのみならず到底監獄の改良を期する能はず

三　智德厚博にー敎誨に巧みなる人を擧けて敎誨師に雇ふ事

何んとなれは抑も余の掲出する問題の囚徒の道德を涵養ー美德を發育せーむるの如何は敎誨師其人を得ると否やとにあり然れども之れ等の如きは今更余の喋々を要せず夙に輿論の決する所なるへーと雖當に輿論の決するのみにて實行せざれと空論に過ぎざるのみ故に余は更に其實行を促かすものなり

四　役場に於て休憩時間を除り毎日看守をーて敎訓を爲さーむる事

何となれと敎誨師は大概一署に一二人に過ぎず實際手廻り兼ぬるのみならず看守は常に囚徒の擧動を目擊ー且つ平素の心事をも熟知するか故に最も囚徒に適切なる敎訓を爲す事を得、然れとも看守中或は悉く敎訓の任に堪ゆるを保せず故に擇め其任に堪ゆるものを撰抜するにあり

五　無期終身の囚徒に限り業器を用ひて德性を養ふ事

何んとなれも無期終身の徒は多くは集治監を以て死地と定め到底社會の新空氣を呼吸する能はざるを以て、警令如何に巧みに將來は人を傷く勿れ人の物を盜む勿れと敎誨するも彼れ等は已に其事は爲さるに非らず能はざるなり故に之れ等の敎誨は其効少ー故に彼れ等は動もすれは際を窺ひ破監者ーくは暴行越獄の最伐なる氣象を有す此最伐の氣象を艾除するには業器を以て最一の良器とす

又彼れ等の夜半狼籍の所行を爲すは高尚なる美德を欠くか爲なり美德を發育せーむるには業器を以て最一の良器とす

然るに或は謂はん嚴正に法律を執行するの監獄豈何ぞ樂器を弄せんやと雖然樂器は決ーて娯樂愉快の器具に非らず孔子も既に興於詩立於禮成於樂と云ふに非すや之れ德性を養ふ要具なることを示すものにーて決ーて娯樂的のものにあらさるなり

而ーて用方は基督敎信者の讃美歌を唱ふる時の如くにーて其譜の如きも警令は

（我れ等の作る罪科は富士の高峯も尚低く太平洋も尚淺ーと謂ふか如きにあり、

以上は余が淺學なる愚見にーて曾に諸賢の一笑に供するのみ、願くは江湖の獄務に長ずるの諸賢よ幸に余の掲出する問題に對ー實際に應用一得へき最上の方畧を敎授せられん事を翹待の至りに堪へず矣

監獄官事の職務上外物の刺撃に就て

在北海道札幌　工藤　襄

吾曹は曾て之を社道先達の明士に聞く凡ろ物は物に刺撃を受け物と物と競爭互戰するにあらされは發達進歩するものにあらず草木の夏日に於て蕃蔚ーて繁茂する冬日に於て風霜森嚴の刺撃あるか爲めなり一國の文明富強に赴くは外列國と競爭あるを以てなり故に人は人より刺撃を受け國は國と競爭するにあらされは發達富强に進むこと遲々たるのみならず其勢自然却退に赴むくものなり監獄は別天地にーて囚人其他より刺撃を受くることの甚た少ー其刺撃を受くるとの少きか爲め苟安ー易くーて改良の念慮を惹起すること難ー刺撃は改良を促すの興奮劑なれは監獄官は他より刺撃の興奮劑を投するものあれは欣然ーて之を受け改良の方針を取らさる可からすと語頻に然り行必すや斯くせさる可からす盖ー曾て鬼神にあらすされは他人の默ふ可き嫌ふ可き微塵的の舉を舉ひ以て余人の笑を買ふを肩ーとするものならんや已に知者も謀識せらるるか如く監獄は一の別天地にーて其内に任する即ち司獄官は前には勁敵を横へ背後に負ふ處のものも亦無額の強奸たり新る勁敵強奸の圍中に在て事を取るものなれは宜くく分身同体と爲らさる可からす夫れ此の實を擧くるの要は各自平和的交誼を以てするの外他事あらさるなり故に吾曹も素より一致協合平和的に處事するを希望するは今更辯を要せさるなり然り而ーて今日世間多く其流行の例を見る口に平和なり圓滑なりと唱ふるも胸裏互に不平と猜疑を抱持する虚飾的の平和は望まさるなり斯の如き平和は寧ろ之れなきに如かさるなり況んや虚飾的の平和の中間には恐る可き災害の分子を醞伏ー一朝破綻を生するに於ては其醞伏ー來りたる分子の一時と發動するの危險あるに於てをや夫れ吾曹の認めて以て平和と爲ー本領とす可き平和なるものは嚴正紀律の滋養ー法律命令の圍中に生息ー眼中存する處のものは此の二者のみ人は人に使用せられす人は規則に使用せられ人に仍て事を爲さす規則に仍て事を處ー已の責任を他人に轉移するか如き事なく其荷ふ處の責任に付ては他人の助力を仰かす上官より特別の命令あるにあらさる已上は他人に助力せす孜々相競ひ相奮て事務を整理ー行爲を謹み相互に侵犯することなく紀律明確にーて秩序整然内には各自德義を守り諄々懇々藹然ーて友誼を重んじ有形上無形上共に撞突猜疑することなきを待て初て眞個の平和ーて望む可きなり然るを世間單に平和と圓滑とを求むるに急にーて一も平和二も圓滑とーて改良を促進するの劇撃をは立て排斥するものの如ー何ぞ思はさる甚ーきや吾か曹は敢て兩々一旗幟を樹て各課各係互に門戸を張り相睥睨ーて相下らす恰かも虎豹の如き有様を爲すは素より望む處にあらすーて却て不可とするの處なれとも扈に平和を求むるに由て生する弊害は

果して如何ん或は自己の職權を侵され自己の仍て以て處理す可き城郭を蹂躙せらるゝも其撞突を來さんことを之れ恐れ躊躇するものは自己に職權保守の充分なる正理あるにも拘はらず其正理を曲けて勢力の強慶なるものに放任棄投し恰かも武將の昔日に於ける弱肉強食の悲風の感窩あるをも厭はす唯々として經過し即ち弱者は強者の奴隷たる奇觀を呈するもあらん或は趨勢斯の如きに屈するときは過誤失錯あるも之れに責罰を加ふる能はさるの事情も生するあらん或は奇計に富み辨材に巧みにして平和の如くに眞似るものは俗に所謂る目先七分仕事三分するも却て仕事七分目先三分するものよりも儀俸を豪るの結果を生するもあらん今日の司獄官中斯の如き幼稚の行爲をふものなかる可しと信すれども世界は廣く人間は夥多なり人面は異なる毎に又其胸裏の思想を同ふせす故に之れ等の人物絕て無しとは斷言する能はさるなり嗚呼回顧せは監獄は紀律の府たり紀律本領たり其府其本領にして强は弱を凌き人に仍て事を處し法律規則を其二にするか如き傾向ありせんや如何にして監獄は紀律の府たり本領たるの實を舉け以て監獄の威嚴を發揮するを得んや

平和は刺撃と稱する興奮劑と其死生を共にせさる可からす寧ろ平和は刺撃に由て胚胎生出するものたらさる可からす故に吾曹は絕体的に刺撃を希望するものにあらさるなり然り吾か曹の職務に對し一行爲に對し一日も刺撃なかりせは勇奮前進の氣象を失なひ凡て物は一定不變の地位に立脚し了するものにあらさるを以て吾曹か管束する處の囚徒も尚は其改過歸善せんと欲するも自己か良心の刺撃あるか爲めなり善者の益々善を勵み不名譽の地位に陷らさらんと欲するも之れ其社會の刺撃を恐るゝか爲めなり

故に吾曹と意を同ふし見解を共にするものは取捨は素より其意に委すへからさるなり敢て當路者の明斷を乞ふ

雜錄

●警視廳には三名の典獄を置へし

不相變生

東京の監獄には大槪四五千人の囚徒を繫き就中本署には刑事被告人を置き石川島と市ヶ谷の支署には四人等を分禁せり而て典獄は毎日如何なる勤務なるかと問ふに本署にありて直接に拘置監を管理し囚人等を拘禁する二支署の事務は支署長なる書記に委任し單に書類を檢して監督を行ふのみ故に典獄の石川島又は市ヶ谷に行きて囚人を視るの機會は實に稀少なり酷評すれは一回も典獄の顏容に接せすして出獄する短期囚もなきにあらさるへく要するに典獄は典獄の職務を盡くすと能はさるの憾あり是れ併しながら實際別に詮方なき次第なり予輩は窃に惟へらく警視廳の如き數多の大監獄あるところには是非とも各監獄に典獄を特設せさるへからすと現今は石川島及市ヶ谷の監獄を指して支署と稱すれとも他の地方の所謂支署に比すれは萬端年を同ふして語るへからさるか如き絕大の差異あるなり大阪を除きては他に石川島の如き常に二三千の四人を拘禁する監獄署もあらさるなり實際の必要より觀察するときは恐くは何人も此議に反對するものなかるへしと信すれは此上喋々の辯を加へさるへし唯立法上の點に於て頗を傾け輒すく同意を表せさるものもあるへしと推測すれは一言以て此等の人々の迷を解くへし警視廳の官制は幸に一箇特別の者なれは決して他の府縣との權衡上に憂慮するを要せす畧々北海道集治監の例に倣ひ本廳に一部を加へて（其名稱ハ第何部とするも監獄部とするも將た依然監獄署とするも可なり）監獄事務を統一せしめ別に鍛冶橋石川島市ヶ谷の三分監を設け本部長を典獄とし分監長を北海道集治監の如く特別の官名とし又は矢張典獄とするもよろしくはとちらにても實際に差支なし結局年俸八百圓位の高等官をして此洪大なる監獄を管理せしむることとせられたし現今の狀態にては他の府縣に比し寧ろ不權衡の評を免れ難きも其職務に對し一行爲に對し刺撃を與ふるものさらは宜しく中衝となり以て門戸を洞開して之を開く可く容る可く決して小賸之を指彈するか如き拙策を學ふ勿れ意々世は立憲の昭代なり若し刺撃を以て衝突とか或は撞突とか意外の述想を抱くの仁あらは乞ふ猛者する處あれ稿未た文を成さすも難も記して以て識者に質す

●監獄受負業に就て

金城散人

本誌紙上に請負排除說の出現するは毫も珍しからされとも今度金城山人と名乘りてやさしくも請負辯護說を復古的論者の先鋒となりて提出せられたるは實に難有次第にて散人の厚く御禮を申述る所なり何となれは敵なきに矢を放つは手應へなきぅ爲め頗物足らぬ心地すれとも如斯矢面てに立つ勇士を得覺へす雀躍に堪へされはなり

先山人は槩括的に監獄作業の困難なる次第を畧說し次に請負の弊害を官行に比するに決して大なるとなしと不完全なからも比較的に觀察し終に請負の利益なる三點を列擧して之に結文をかへたり

監獄作業の困難多きは素より言を須たす何故に困難なるやと問へは第一需要供給の間係を度外に置き純ら囚人の增減に由て作業を伸縮せさる可らされはなり是は實に經濟の原則と一致せさる不當千萬の事柄なれとも監獄の事體に於て如何とも詮方なき次第なり若し何程にても自由自在に資金を使用し得て製品の賣行あるまてとし〳〵堆積し置くの仕掛けなれは

何人も更に困難を訴へさるへーと雖も此處五百年や千年にては中々以てケ樣なる都合好き世の中には相成間敷と思はる是れ監獄作業の最大困難なるへー假令請負者に此困難を嫁せんとするも請負者なりとて金のなる木を持さるへけれは結局監獄と請負者と雙方にて此困難を分擔せさるへからさるなり若し又監獄は一切高みで見物せんと欲するなれは究極夫の最恐るへく最忌むへき總體請負(アントレプレ)に依頼せさるへからす果して此極端にまて奔騰するを得は往昔北米及南濠殖民地よ於て見たるか如き典獄も無用監守も無用と云ふ狂態を再演することなるへし第二四人中には素修の職業あるもの稀少なれはなり如今四人の最大多數をは監獄圍内に於て使役せさるへからす又其最大多數をは手工を以て使役せさるに實驗上入監の當初より一人前の手工を爲し得る者は僅に十分一にも達せさるなり今此の數多の無藝無能者を適切に使役せんとは容易の業にあらさるなり故に動もすれは藁工の一方に偏傾し易きものなり第三世界の需要は一定不變ならさるを以てなり而して工場及其他の構造も時々の必要に應するの變通を許さされはとか爲めに空しく蹉跎して悔しかるとあり第四圀人の製品は兎角不廉となれはなり是れ實に當然の結果なり何となれは自由人民の作業なれは隨意に便利なる器械をも使用すへく又外觀のみを修飾して目に見へぬところは隨分手を抜くか如き不正の所業もあるへきなれとも監獄は嚴正の府なり設もや請負の工業なりとも斷して此の如き不正あるを容るさす是を以て自然に代價を不廉ならしむるととなる也第五危險の虞ある作業を禁忌すれはなり第六分業に渉る作業を嫌惡すれはなり分業にては何程習熟するとも出獄の後獨立して其業を營む可らさるの不都合あり第七監獄の紀律と一致せさる作業を採用すへからされはなり第八要急の製作を引受け難きを以てなり囚人の作業には一定の時間ありて夜業を執らしむるか如き自由なけれは十分の餘裕あるにあらされは日限を定めて出來を約束すへからす第九囚人の作業を指定するには個人的の關係を顧慮せさるへからされはなり即ち男女老幼身分生育知識經歷罪質習慣好惡行狀健康强弱等實に種々樣々の篤と査明せさるへからさる關係ありて若し其宜しきを得さるときは刑罰の目的を妨害するの憂患あり尙親族の關係及出獄後住居せんと欲する土地の狀況にも注意せさるへからさる

なり第十地方貟民の營業を甚しく妨害すへからされはなり予は故意に甚しくと言ふなり其故は多少の妨害は大抵決して免るへからされはなり囚人は在監中こう囚人なれ一旦出獄するときは復た囚人にあらさるなり既に貟民に伍するの曉は何業を營みたりとて法律の禁する所にあらさるよりは何人も故障するとを能はさるへきなり殊に囚人たりとて國民に相異なけれは其作業に向て苦情を鳴らすは本來服すへき次第にあらす囚人の多數は無職業の故に罪を犯したる者なれは其監獄に在て修身の基本たるへき職業を習得するを聞かは自他の爲めに喜悦して可なるとと思はる勿論監獄に於て官行なり請負なり遠慮會酌もなく限ある需要の全部を一手にて充塞するの仕組にて一商品をどしゝゝ製出するか如きとあらんにはこれこう貟民の營業を横奪するものと謂ふへけれ之を外にするも監獄所在地方にハ未曾有の新工業を創始するの注意あらんとこう尊けれ啻に營業妨害の譏誚なきのみならす地方の爲めに斯財源を開發するの聲譽を博すへきなり第十一適當の授業を得難けれはなり予は得へからすとは言はす單に得難しと言ふなり能く授業手の體面を保ち囚人の輕侮を招かさるものは具に稀なり而して體面を保つと謂ふよは温雅なる言語と風采とを要する旁工藝にも熟達し算勘記牒にも差支あきを要するなり實際此二要件を具備する者は洵に得やすからさるなり第十二關係官吏も亦皆必要の知識と才幹とを具有せさるへからされはなり典獄作業主任の書記(今の第三課)は勿論看守長看守に至るまて多少工業上の知識なかるへからす若し農業を行ふときは併せて之に關する知識をも有せさるへからす就中典獄並主任書記は商業上の思想をも缺如すへからすと之を要するに經濟學の大體には通せさるへからす理科工科の諸學にも全く無縁なるへからす此等の諸學術に關き者は決して能く其職務を盡くすへからさるなり目にも見へす心にも留まらすに過き去る冥々の中に何程の損失あるか未た容易に知るへからす其上長き間には何時か甚しき損害に撞着するものあるへし嗚呼難ひかな典獄の職務第十三大規模の外役土工に囚人を使役し難けれはなり

以上列擧したる十三ケの困難は作業の官行たると請負たるとを問はす何れにも免かるへからさる所の者なり此外にも熟考せは尙後多の事項あへるし次に官行にのみ付屬する困難を擧示せんに第一素品の購入

矯正図書館

及製品の販賣上機敏靈活なる働作を施し難き事是は規則に束縛せらるゝことあるのみならず時としては徒に世人の攻撃を蒙り痛くもなき腹を捜くらるれはなり之か爲に不廉の素品を購入し低價に製品を賣却するか如きと殆常套なり第二費目の制限ある事之か爲めには間々彼此の流用をさへ行ひ難きにより時機を見て進退すへからす空しく切歯扼腕して已むとあり第三商工營業上に必要なる補助具を缺く事例之見本品を蒐集し物價表を購求する等普通商工業者の秘訣を學ふと能はす畢竟手足を縛して行走せよと命せらるゝか如し頗難題と謂ふへきなり是より請負に關する困難を計へ立んに第一自由刑の本旨に背戻する事是實に近今監獄の請負作業を非難する主點なりとす何となれは自由刑實行中の囚人は當然自由の社會と交通すへからさる者なれは行刑の職に當る公力を有する官吏の外決して諸人と言語を交ふへからさる筈なり故に囚人を外役に出し又は無關係者の監獄内を觀覽するをさへ成るへく制限するにあらすや外役及參觀は囚人をして監外人を目に觸れしむるに止れともうれさへも自由刑の實質に違ふとて囂々論難する者あるの世の中に請負人並に其手代授業手を縦て監獄内を横行せしむるとなれは共事の自由刑の本旨に背戻するや勿論なり請負とあれは其業の利害は一に請負主の負擔する所なれは請負主其手代授業手の當に實地に就て製作を指示し且素品製品の管理を爲すは固より至當の次第あるを以て何時たりとも監獄に出入するを拒むと能はさるへきなり請負人等の囚人と言語を接ずるは行刑上に於ては不都合にして他の一方の請負人の利害上に於ては必要なるを以て結局兩者の一致を計るの道とては斷して之なきなり第二請負者の鼻息を窺はさるへからさる事是は人事の複雜ならす從て請負者の多からさる地方に於て殊に甚しとす鼻息を窺ふといふは少しく不穩にはあれとも實際眞に然るなり設しや嚴重なる約定ありて其期限内は破約の恐あらさるとも滿期の後更に請負に應する者も大抵前後同一人なれば成るへく其機嫌を損せさる樣大抵のことあれば意を曲けても請負者の申分を容れさるへからす否されは請負者に事を缺き監獄は大狼狽せさるへからさるか如き危險あり結局請負者の人員僅少なる地方には監獄の管理者一人に止まらすとも云へき不始末を現出するの慮あり第三作業の指定上行刑の要件をも顧みす請負者の都合に依らさるへからさる事商界の情勢に從て捌方の善き物品を多く製出せさるへからさると經濟上の原則なれは利益を專らとする請負者は他の理由には一切頓着せす需要の多き物品のみを製造せしめんと欲する場合には個人的の關係をも顧慮するの餘地なく請負者の言ふか儘に囚人を使役せさるへからす例之提灯の賣行盛なるときは頑強なる壯丁をも驅て之か製造に從事せしめさるへからさるか如し此の如くなるときは刑罰實行の目的は果して之を如何すへきや第四監獄の吏員殊に看守と請負者及其雇人との折合面倒なる事是は云ふまてもなく敢前に於て同志打するとき同樣にて其弊害實に恐るへき者あり第五時の商況に由り請負者は保證金を放棄して破約する事是場合には監獄に自營作業の準備なけれは非常に困頓するとあり金城山人の說に盡さゝる所を補ふと右の如し以下進んて山人の論旨を攻撃すへし

第一　請負作業は材料費及器械費を要すること尠少にして多四を使役し得るの便利ありと云ふと雖是は決して請負作業を辨護するの價値なし行刑の一大眼目たる作業の大本を論するに方りては復た便利不便利を尺度となすへきにあらされはなり若し便利を主とすれは何ら進んて總體受負を主張せさるや尚百尺竿頭一歩を進めて刑罰の全廢を主張するの勇なきや既に一應辨明したるか如く行刑の職にあらさる者を囚人に近接せしむるは自由刑を妨害するものなり此一理由のみにても請負の不都合なるを示すに十分なり然れとも山人も此理窟一邊にては容易に降服せさるへきを以て今少しく詳細に論究せんに作業費は生産的なり他の衣食費の類にあらす官吏其人を得さへすれは必す相應の收益あるへきものなり山人の言ふか如く經費に積極と消極との稱謂あれは作業費は無論積極的の經費に屬するものなり故に地方稅支辨の監獄とても當局者にして議會の信用を有せんには必要の費額を支出し得さるの謂れなかるへし又政府の人民と營利上競爭を爲すは不都合なりとの議論を往々學者間に聞くとあれとも是れ現今刑法制度の當然なる結果として差當別に如何とも詮方なし唯比較的に請負よりも害少しと言ふの外なきあり予も固より汎大なる行政權の一部を掌握する監獄官吏商工界に馳騁して私人と競爭するは妙ならすと信すれとも自由刑以外に適當なるを發見するに至るまては暫く忍はさるへからすと思惟するなり監獄の營業は官公立醫

學校又は實業學校と其趣を一にせり醫學校に於ては社會の爲めに醫者を養成し其實驗上病人の治療を施さゝるかへらす之か爲めに私人たる開業醫と營業上の競爭に渉るは實に已むことを得さる次第なり又實業學校に於ても授業上の必要に由り生徒をして製造せしめたる物品を空く燒棄することにもならされは之を拂下れは結局當業者の利益を妨け之を競爭するの結果となるなり監獄も之と異るとなし囚人に道德上の敎育を與へ身體上の安全及發達を保捗し且經濟上の品格を增進する爲めに法律の規定に據り科する所の作業の結果として自然に生產する物品を空く拋擲する譯にも行かされはこそ畢竟私人の營業者と競爭するにも立到るなれ若し此物品を悉皆燒却又は埋却し得る者なれは別に面倒もなけれとも又手左樣に參らぬか浮世なれ山人の說も一切請負のみを可とするにはあらて一部は官廳の需要に應して官行作業を置き一部は請負作業の手段に依るへしと云ふにあるか如し予は敢て山人に勸告せんとす一部の請負作業をも宜しく斷念すへしと請負作業は何處までも自由刑を實行する所以にあらさるなり請負作業にも種々の細別あり然れとも山人の說は事務員を要すると少數云々の語に由り其折衷請負にあらさることを推知せり若し作業費の不足を告け又は其他に官行作業をのみ守るへからさる無據理由あれは此折衷請負に依賴するも差支なし同しく請負とは稱すれとも其害較ゝ少し但請負人及其手代授業手をして四人と相接せしむる萬々あるへからす予は此折衷請負に關しては其利害得失を玆に詳論するを要せすと思考す予の本論に於て請負の事を云々せしは悉皆普通の請負を指したるものなり

第二の事務員を要すると少し云々並第三の割合に多くの傭工錢を收納する云々に關しては最早辨明を要せすと思考す否益々進んて論究したきとにはあれとも餘り長文となるに由り山人の希望とあらは徐に來春永日を期して更に論戰を開くこととし暫く玆に擱筆す名前の類似するに由り何となく懷敷覺ふる儘失禮の言をも洩せり幸に寬恕せよ

●監獄の事務は何人か處辨すへき乎

孤疑生

或人曰く典獄は監獄長として萬般の事務を管理す庶務課作業課經理課醫務所敎務所を置き各課所長及ひ

職員をして其事務を分擔處理せしむ故に問題とし論する所なきへしと實に然り然れとも我輩は唯表面上の申譯け代言的の辯解にて滿足するものにあらす其實際如何に行はるゝか職務の區域を紊亂するなき乎を研究し果して何人か處辨すへきものならんかを知らんと欲するに在り豈辨を好む者ならんや是迄我輩の見聞する所に由れは各府縣監獄の分課は等しく前記の如しと雖とも醫務所敎務所は暫く措き各課吏員を完備せし所少し甚たしきに至ては庶務課長にして警守作業の二課長を兼ね或は經理課長を兼ね又は警守課長にして經理課長を兼ね或は作業課長を兼ね又は作業課長よして經理課長を兼ね各監獄殆と兼務者なきを見さる有樣なり從て課僚も亦同一なり是れ果して分課の旨趣に違ふことなきか又職務の區域を紊ることなきか將た簡便に失し情弊を生するの憂なき乎剩へ各課長の外には二三の書記と傭員あるのみ此些々たる吏員を以て繁雜なる獄務を果して處理することを得へき乎否決て處理し得へからす因て各課に看守押丁を使用し稍く事務を辨するものゝ如し固より警守課に於ては看守押丁を使用するも差支へなかるへしと雖とも其他に在ては概して不穩當なり

と云はさるを得す就中庶務課經理課に看守押丁を使用する如きは最も不當のことなりとす又作業場に於ける事務の如きは何人か處理すへきものなる乎或る場合に於ては看守若くは授業の措置すへきものありと雖も亦作業課員の措置すへきもの少からす然るに作業課に於て之に充つる正當の事務員をしとせは勢ひ看守押丁に任せて處理せさるへからす如何せん看守押丁は素と事務員にあらす其不適器なるや論なきなり加之各課に看守押丁を使用するときは曾に職務の範圍を脫するのみならす其か爲め自然戒護上不十分なりと或は囚徒の逃走又は犯則者多きに至るは當然なり爰よ於てや往々縣會の協贊を得て地方稅傭を置き作業事務等を執らしむる所あり是れ頗る利便なりと雖も其縣會の協贊を得る能はさる府縣に在ては如何ともする能はす我國監獄の狀況夫れ此の如し從て獄務改良の効顯著なる能はす實に遺憾千萬のことなりとす

目下監獄改良の必要なる輿論の認むる所なり果して然らは此際奮て改良進步を圖らさるへからす若し夫れ奮て改良進步を圖るとせは我輩は第一着に監獄官吏設置程度を改正し理事を置き各課長に充て（警守

矯正図書館

課長を除く）相當の書記及傭員を各課に配置し看守を事務員に使用することを嚴禁し且つ看守を增し押丁を全廢すること肝要なり果して此の如く改まる以上は第一紀律整然たるのみならず檢束嚴正に行はれ自然監獄の体面を改むることを得へし若し看手の順序を顚倒し官吏の設置を改むるに躊躇せは如何に勞するも百年清河を俟つと一般殆と其効なかるへし是れ我輩か監獄設置程度の改正を希望し本論を草する所以なり當局者以て如何となす

●廿五年有賞表者處罰者比較表

は載せて本年十月十九日發刊の監獄雜誌第四卷第八號に在り仔細之を觀察すれは有賞表者處罰と共に其百分比例に於て著しく差違あるを見る今玆に其の甚たしきを擧くれは則ち有賞表者の最多は宮城集治監にして五十六人、八歩其最少は愛媛縣にして三人なり又處罰者の最多は鳥取縣にして無慮百十三人八歩其最少は青森縣にもて僅かに二歩の割合なるか如し固より在監者心性の如何土地の風俗習慣等の異同に由り一概に論す可らすと雖も右に示すか如き比較は亦た甚しき差違にあらすや我輩淺學容易に推測を下す能はさるは勿論なれとも思ふに之れか操縱の局に該る其人の寬嚴如何に依るの結果にあらさるなき歟

聞くか如くんは或は囚情の平和を買はんか爲めに之れか必要の條件たる關係を考量せすして漫然之を賞與し或は至毫の徵と雖も犯行違犯として悉く之を責罰し或は差したる犯行にあらされは之を寬假一て之を不問に付するものありて其取扱一定に出てす各地方區々に渉る傾ありと我輩思ふに監獄に在ては其れ主務省に監獄官を召集して獄務會議開かるゝ等悉く皆獄務の統一を計り斯事業の發達進歩を企圖せらるゝの主旨に外ならざるへし然れは則ち我輩か聞く所のものは蓋し齊東野人の言にして決て信するに足らさるなり

然れとも比較表の示す所に由て之を觀れは其比例著しく差あるを以て亦聊か疑なきにあらす若し萬一我輩の聞く所にもて事實ならんか行刑の目的たる再犯防遏犯罪減少と云ふことは到底期すへきにあらすや左りとは豈に慨歎に勝ゆ可けんや

抑も賞與の目的は改過遷善の囚徒をして益々其念慮を奮發興起せしめ且つ他囚をして自ら進んで模範とするの心緒を喚起せしむるにあり故に若し視察周倒ならす鑑識其明を欠き朴直なる者は冷遇を受け猾智にして僞善を裝ふ者は却て厚待を受くるが如きことあらは行刑の一大主要たる至正且つ嚴正の主義は之れか爲めに破滅し去り且つ徵罰の寬嚴其當を失し正否混淆之れか適用を誤るか如きあらは監獄の紀律を摧毀し秩序を紊亂玄遂に國家の法規を蔑如するに至るを免れさるへし故に苟も此局に當る者愼密周到信賞必罰治獄の要訣を誤るへからす比較表を見て感あり記して大方の教を乞はんと欲す

西海ノ一寒生

通信

●司獄官任免其他

青森縣監獄署

監獄八戸支署長
監獄書記兼看守長　岡　金三郎

監獄署作業課勤務ヲ命ス

監獄書記　對馬勇作

任兼看守長監獄八戸支署長ヲ命ス九級俸ヲ給ス

青森縣看守　今　彦三郎

看守部長ヲ命シ監獄五所河原支署在勤ヲ命ス

青森縣看守　廣津茂治

看守部長ヲ命シ監獄署勤務ヲ命ス

青森縣看守　中畑英五郎

看守部長ヲ命シ弘前監獄支署在勤ヲ命ス

依願教誨師ヲ免ス　教誨師　那須寂湛

監獄書記兼看守長　能登谷正靖

各通　仝　岡　金二郎

非職ヲ命ス

看守長兼監獄書記　杉本雄太郎

八級俸ヲ給ス

九級俸ヲ給ス　監獄書記　東原政之助

任兼青森縣看守長　監獄書記　手塚篤

監獄雇ヶ澤支署長ヲ命ス

兼官ヲ免ス　縣屬兼監獄書記　田村東穆

非職監獄書記兼看守長　進藤傳吉
復職ヲ命ス
九級俸ヲ級ス
監獄署庶務課勤務ヲ命ス
　監獄雇　三浦忠吾
青森縣看守ヲ命シ月俸十圓ヲ給ス
看守部長ヲ命ス
　精勤證授與
　　看守　工藤眞吉
　　看守　廣津茂治
　　看守　中畑茂五郎
　　看守　成田久藏
　　看守　坂本佐吉
右之五氏ヘ精勤證書ヲ授與セラル
○青森縣監獄署ニ於テハ嘗キニ地方監ノ幾部ヲ分房ト爲シ一四一房ノ制ニ則リ之レニ繫禁シ役業ヲ科シ且ツ典獄教誨師ノ訪問ヲ頻繁ナラシメ感化上一層留意誘導ヲ爲シ待遇ヲ試ミタル處意外ニ好結果ヲ奏シ每科程ヲ了ルハ勿論俊改ヲ表スルノ傾向アリ故ニ這回愈分房ノ數ヲ增シ且ツ仝時ニ獨寢懲罰放免新入ノ各房ヲ定メ之レニ其ノ房名札ヲ掲ケ嚴密之ヲ實行スルコニナセリ
○本署ニ於テハ此程看守ニ欠員アリテ現在押丁ヲ悉ク看守採用試驗執行ノ上看守ニ任用シタルモノ七名アリ
○本署ニ於テハ本年十一月祭日四人數名ヘ賞表授與式ヲ行ヒタリ
○又本署ニ於テ戒護官吏一般兼テ申合セ當春以來節儉貯蓄スル處ノ貯金ヲ遞信省ヨリ下戻ヲ請ヒ在來所有ナキ輩一同三ツ井物產會社販賣ニ係ル實用時計ヲ一般ニ購求セシメ朝夕服裝點檢ニ際シ携帶品ノ檢查ニ於テ時間ノ一號令ヲ以テシ爰ニ於テ時辰一定ナラシムルニ一層紀律上仝整ノ端緒ヲ得タルモノヽ如シ
○本署ニ於テハ看守部長ニ欠員アリテ任用スルヤハ仝看守ヨリ拔擢試驗ノ上及第シタルモノヲ以テ任用セリ又之レカ奬勵ノタメ時々問題ヲ交付シ之レニ答按ヲ出サシメ試驗法ヲ行ヒ居レリ

●司獄官任免

岡山縣監獄署
八級俸（廿九日高梁監獄支署長ヲ命ス）　監獄書記　片岡八郎
仝　非職　戸川英次郎

右十一月三十日受命

第三課長　監獄書記　河中常臣
第二課長　看守長　船橋致造
第一課長心得　監獄書記　和田宗親
第三課勤務　第一課勤務　仝　山本鐵吉
第二課勤務　仝　須藤廉
第二課勤務　仝　笠井鐵太郎
第二課勤務　看守長　浦上廣作
第二課兼第三課勤務　仝　高原益太郎
第三課勤務　仝　村田善太郎
第一課勤務　教誨師　千輪性海
仝　仝　本山義猛
仝　仝　池本快傳
仝　仝　赤松泰順
仝　仝　石井戒全

右本月一日受命

●同上

佐賀縣監獄署
十一月八日
任佐賀縣屬兼監獄書記（縣屬兼監獄書記）　雇　北村庄次
給拾級俸　仝　人
十二月一日
監獄署第一課長ヲ命ス　監獄書記　松隈健二
專任佐賀縣監獄書記（看守長兼監獄書記）　福島房一
監獄書記　仝　人
監獄署第三課長ヲ命ス
專任佐賀縣看守長（監獄書記兼看守長）　中島吉次
監獄署第二課長ヲ命ス　看守長　仝　人
仝　第二課勤務ヲ命ス　仝　近藤久晃
監獄書記　鶴善作
仝　第一課勤務ヲ命ス
仝　上　仝　宮原貞雄
免兼官　（監獄書記兼看守長）　兵藤輝美夫
監獄書記　仝　人
監獄署第三課勤務ヲ命ス
仝　第二課勤務ヲ命ス　看守長　田中鐵之助
專任佐賀縣監獄書記（縣屬兼監獄書記）　北村庄次
監獄書記　北村庄次
監獄署第三課勤務ヲ命ス
雇　田中忠九
任佐賀縣監獄書記　監獄書記　仝　人
月俸拾圓給與　任佐賀縣監獄書記　雇　星合斷
月俸九圓給與　監獄書記　仝　人
仝　人

矯正図書館

監獄署第一課勤務ヲ命ス
任佐賀縣監獄書記　雇　南部安治
月俸八圓給與　監獄書記　仝　人
仝　仝　人

監獄署第三課勤務ヲ命ス
任佐賀縣監獄書記　雇　副島寛一
月俸七圓給與　監獄書記　仝　人
仝　仝　人

監獄署第一課勤務ヲ命ス
任佐賀縣監獄書記　雇　松尾辰一
月俸七圓給與　監獄書記　仝　人
仝　仝　人

監獄署第一課勤務ヲ命ス

●看守教習卒業

當監獄署ニ於テハ明治廿六年十一月廿四日教習看守卒業試驗セシ處左ノ三名及第セシニ付同月廿八日卒業證書ヲ授與セリ

看守　松澤才次郎
看守　中澤貢
看守　小林熊吉

京都府監獄署

●假出獄其他

京都府丹波國何鹿郡鍛治屋村平民　山下繁藏
十九年十二月十三日東京重罪裁判所ニ於テ貨幣僞造行使ノ科ニヨリ重懲役九年
京都市上京區元第三組　桐ノ木町平民　鵜川利吉
仝年六月十八日前仝所ニ於テ强盜竊從犯ノ科ニヨリ重懲役九年
高知縣土佐國香美郡野市村平民　松木甚太郎
十八年十月十四日前仝所ニ於テ紙幣僞造行使ノ科ニヨリ重懲役十年
右者圖書ノ通處斷ヲ受ケ入監候處其以來能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀顯著ナルモノニ付假出獄ノ義其筋へ上申シ認可相成タルヲ以本日假出獄ヲ執行セリ

●監獄支署設置

岡山縣　監獄員
今般地方官々制第三十六條ニ據リ津山高梁兩監獄支署ヲ設置ス
津山監獄支署　位置　美作國西北條郡津山町大字伏見町備中國上房郡高梁町大字内山下
高梁監獄支署　仝

●司獄官任免其他

栃木縣　監獄署
栃木縣監獄書記　梅村寛遙
第一課長ヲ命ス　看守長　柴村敬直
非職ヲ命ス

任栃木縣看守長七級俸給申渡二課長ヲ命ス
八級俸給與栃木監獄支署長ヲ命ス
第一課勤務ヲ命ス
九級俸給與第二課勤務ヲ命ス
任栃木縣監獄書記給九級俸給與第二課勤務ヲ命ス
第二課勤務ヲ命ス
栃木縣看守長十級俸給與第二課勤務ヲ命ス
仝　監獄書記山内種樹
仝上　三浦貢
仝上　海老澤義影
仝　看守長福田勝次
仝上　越路代次郎
數手縣監獄書記　木田豐重

●看守給助例實施

栃木縣看守長矢部與貞
仝　看守　小關次郎
仝　監獄醫　井上虎丸

○看守給助例實施

元栃木縣看守　石川政則
右ハ滿十一年間勤續ニ付本日給助例ニ據リ年金貳拾六圓給與ノ辭令ヲ下付セラル

●司獄官任免

宮城縣　監獄署
宮城縣屬兼監獄書記　伊藤近春
免本官專任宮城縣監獄書記　同　人

監獄署第一課長ヲ命ス
宮城縣看守長　早川文二
監獄署第二課長ヲ命ス
宮城縣監獄醫　友田乙松
監獄署醫務課長ヲ命ス
宮城縣監獄書記　入間川市治
古川監獄支署長ヲ命ス
宮城縣監獄書記　今野謹吾
石卷監獄支署長ヲ命ス
廿六年十月二日　看守　鈴木平六
仝　仝　楠川則良
仝　仝　櫻田太郎平
廿六年十二月六日　仝　熊谷正之助
看守部長ヲ命ス

●看守教習卒業其他

廣島縣　監獄署
○看守教習所受業生左ノ九名へ客月廿五日卒業證書ヲ授與セリ
箕輪福太郎　香川又二郎
間宮爲四郎　菅安千代吉
松本秀雄　有田忠太郎
三浦岩太郎　榎並清次郎
森脇繩輝

○司獄官任免

監獄署第三課長ヲ命ス　監獄書記大谷唯一
尾道監獄支署長　監獄書記森一知
非職ヲ命ス
給五級俸尾道監獄支署長ヲ命ス　監獄書記森田重行

給六級俸監獄署第二課長ヲ命ス　看守長　山縣齊高
給七級俸監獄署第三課勤務ヲ命ス　監獄書記　山本卯喜二
看守長　松本節
各通

看守長　八島瀧美
看守長　高田眞清
看守長　牛尾謙次郎
監獄署第二課勤務ヲ命ス

看守長　桑原清作
各通

看守長　庄野吉太郎

聯合府縣監獄醫協議會始末書（承前）

議案

四徒ノ服役時間ハ罪民ニ比シテ短カキカ如シ今四徒ニ給スル食量ニ付テ時間ヲ增加スルモ其身體ニ害ナキヤ否ヤ夏日十時三十分間使役シ之ニ由テ誘因スル疾病ノ有無如何

議定　從來ノ儘延ハスニ及ハス

議案

一　在監人患者取扱一定ノ件

議定　前ニ類全ノ議案アルヲ以テ消滅

二　在監人食物現價ハ何ニ由テ定ムルヤ

議定　各地方物價ノ異ナルニヨリ一定スル能ハサル

三　喫飯時間朝晝ハ監獄則ニ規定アルモ晩飯ニハ規定ナキヲ以テ一定シタレ

議定　一定シ難キ事

四　病囚ニ木枕ニ代ルニ布枕ヲ貸與スルノ可否

議定　各監獄ノ便宜ニ仍リ行ハルヽ限リハ布枕ヲ與フル事

五　患者所遇

一　病者ヲ別ツテ甲乙ノ二種トシ甲ヲ重病乙ヲ輕病トス輕病者ニシテ服役セシムルモノアルトキハ圖面ノ如キ證ヲ下與携帶セシムルモノトス

二寸五分

服藥就役證

何監	何房
刑名	刑期
番號	
姓名	

裏

一　病者ノ診察治術ハ看守立會施行スヘシ

一　病者ノ診察ハ午前八時又ハ九時ヨリ始ムト雖モ急劇ノ症ニ罹ルモノハ臨時診察スヘシ然ニ重病危篤者ハ時々回診スヘキモノトス

一　危險ナル施術ヲ要スルトキハ必ス所長ヲ經テ典獄ニ具申スヘシ

一　服藥時限ハ喫飯前後凡ソ三十分乃至一時間ト定メ抑丁ヲシテ藥品ヲ携帶セシメ患者ノ所在ニ就キ看守立會服藥セシム工場ニアル者ハ之レヲ受持監督看守（女囚ニ係ル片ハ女監取締）ニ交附シ立會服藥セシメ且ツ調藥ヲ保管スルモノトス

一　病者ニ異動アルトキハ病者異動通知簿（第七號式）ニ其事由ヲ詳記シ典獄又ハ支署長ヲ經テ警守課（掛）ノ作業主務ヘ通報スヘシ

但臨時休役ヲ要スル病者アルトキハ病者休役通知簿（第八號式）ニ記入シ本項ノ手續ニヨリ通報スヘシ

一　患者アル毎ニ調治簿（第四號式）ニ登錄シ典獄又ハ支署長ノ檢閱ニ供スヘシト雖モ其病症最モ輕易ニシテ一週日以內ニ全癒スルノ目途アル者ハ臨時患者トシテ處方錄（第十號式）ニ登記シ服藥セシムルコトヲ得

一　患者危篤ニ陷ルノ虞アルモノハ危篤届（第廿一號書式）ニ調治簿ヲ添付シ典獄又ハ支署長ニ具申スヘシ

一　滋養物又ハ湯壺等ヲ給與スヘキモノアルトキハ滋養物給與伺簿（第九號式）ニ其品目ヲ詳記シ庶務（警守ノ兩課（掛）ヘ通報スヘシ

一　患者ノ役業及食餌ハ醫師ノ意見ニ依リ庶務課（掛）ニ合評シ典獄又ハ支署長ニ具申ノ上適宜變換或ハ增減スルコトアルヘシ

但シ服役四ト雖モ時宜ニヨリ粥ヲ給與スルヲ得

一　患者ニ於テ死後解剖ヲ請願スルトキハ其病況ヲ診査シ之ニ診斷書ヲ添ヘ典獄ニ具申スヘシ又遺骸引取人ナキモノト認ムルトキハ豫メ其姓名ヲ庶務課（掛）ニ通報シ置クヘシ

一　詐病ヲ唱ヘ監ニ詮察ヲ請フモノアルトキハ其實況ヲ診査シ直チニ警守課（掛）ヘ通報スヘシ

大阪府監獄醫　提出
愛知縣監獄醫　賛成
岡山縣監獄醫　提出

一伺病ニ拘ハラス其病症常ニ異ナルカ或ハ傳染ノ虞アルモノハ適當ノ監房ニ移轉獄舎セシムヘシト雖モ殊ニ六種傳染病ノ如キハ傳染病患者ノ名條項ヲ參照シ速カニ特別看護ノ方法ヲ施行スヘシ

一精神患者全然其病室ヲ嚴格ニ區別スヘシ

一患者ニ貸與スル睡具ハ密閉アル陶器製ノモノヲ用ヒ喀痰ハ必ス一定ノ場所ニ於テ燒却スヘシ

一患者ニ貸與スル被服雜具ハ時々消毒又ハ煮沸シ食器ハ嚴ニ別異スヘシ

一傳染患者ハ他ノ役場ト全ク區畫ヲナシ其病症ニ害ナキ一定ノ作業ニ就カシメ且役場ニハ陶器製ノ唾壺ヲ配付シ決シテ他ニ喀出セシメサルヲ要ス

但チストーマ虫患者モ亦之ニ準ス

六　體格檢查

新入監者ノ體格檢查ヲ分テ左ノ五種トス

甲　體格營養共ニ佳良ニシテ筋肉ノ發育良正身體諸器ニ障害ナク體量拾四貫目以上長身五尺以上胸圍身長ノ半以上ニシテ年齡二十歳以上四十五歳以下ノモノニシテ強役ニ服シ得ル者

乙　體格營養共ニ良正ニシテ疾病ナク體量拾貳貫目以上拾四貫目以下胸圍身長ノ半以上或ハ其半ニ達セザルモ體量拾四貫目以上ニシテ年齡二十歳以上五十歳以下ノモノニシテ強役ニ服シ得ル者

丙　體格營養中等ニシテ筋肉發達不充分ニシテ胸廓ノ構造不良ニシテ疾病ナク體量拾貳貫目以下或ハ胸圍身長ノ半ニ達セスシテ體量十四貫目以下ノモノ又ハ甲乙ノ體格ニ適シ年齡二十歳未滿五十歳以上ノモノ又ハ一肢或ハ一關節等ニ障害アルモ動作ニ大害ヲ及ホサヽル者ニシテ通常役ニ服シ得ルモノ

丁　體格營養共ニ不良ニシテ發育充分ナラサル乎或ハ一肢以上ノ動作ニ障害アルモノ又ハ前三種ニ適セサルモ輕易ノ役ニ服シ得ルモノ

戊　廢疾　疾ニ罹リ服役シ能ハサルモノ

體量ヲ檢査スルハ重罪囚ハ無年四季輕罪囚ハ仝春秋ノ二季ニ於テスヘシ

被罰者アルトキハ必ス其前後ニ於テ體量ヲ檢査スヘシ

毎日出監者ノ體量比較表（第十六號表式）ヲ調製シ典獄又ハ支署長ノ檢閲ニ供スヘシ

七　簿冊表

醫務所ニハ左ノ簿冊ヲ設ケ整理スヘシ

一病者名簿
一病者異動通知簿
一臨時休役通知簿
一臨時調治簿
一患病病症類別表
一甲體格表
一體格比較表
一乙體格表
一死亡居書
一方箋
一處方録
一藥品原簿
一調治簿
一死亡者名簿
一患者明細簿
一器械原簿
一備品原簿

八　衛生

監房及作業場ハ日々清潔ニ掃除スヘキハ勿論ナリト雖モ尚ホ毎月二回以上ハ大掃除ヲナシ時々石炭酸撒布スヘシ

厠圊ハ毎日掃除セシメ殊ニ夏季ニ際シテハ時々石炭酸水或ハ生石灰等ノ防臭藥ヲ撒布スヘシ

水道清潔等ハ常ニ清潔ニ浚シ汚穢物ノ停滯ナキ樣ニ注意スヘシ

賄衆差入給與食物ノ良否及飲用水ノ適否ヲ精査檢定シテ意見ヲ典獄又ハ支署長ニ具申スヘシ

炊場浴場ハ常ニ清潔ニ掃拭シ入浴度數ハ成規ニ依ルト雖モ壻生上或ハ治療上必要ト認ムルトキハ適宜之レカ數度ヲ增減スルヲ得

但浴湯溫度ハ攝氏四十五度ヲ超過スヘカラス

衣服臥具ハ成規ニ據リ滌濯スヘシト雖モ尚ホ少クモ一週間ニ一回以上大氣ニ暴露スヘシ

被服交換ノ時限ハ季節ノ須否ニ依リ臨時伸縮スルヿアルヘシ

日々作業ヲ巡視シ服役者ノ體力及其役業ノ適否ヲ監督シ若シ不適當ト認ムルモノアルトキハ其旨作業課（主務）ヘ通報スヘシ

疥癬瘢癤瘡腫漏性結膜炎等ノ如キ他ニ傳播ノ虞アル者ハ他囚ト隔離シ又タ該患者ニ用ヒタル衣服臥具等ハ沸湯或ハ熱氣消毒ヲ行フニアラサレハ他物ト混同スヘカラス病院患者ノ着用セシ被服モ亦之ニ準ス

刑事被告人及無役囚又ハ女囚ノ如キ短髮セサル頭髮ハ時季ニヨリ梳洗或ハ毎月一回洗滌シ常ニ清潔ノ狀態ヲ保タシムヘシ

回復期ノ患者ハ毎日適宜屋外運動ヲ爲サシムヘシ

監房炊場浴場及檢身室等ハ時々巡視シ衛生上諸般ノ注意怠ルヘカラス

九　傳染病

一　監房内若クハ近隣地方ニ於テ傳染病發生又ハ流行ノ兆アルトキハ明治二十四年監第十一號傳染病取扱手續ニヨリ所理スヘシ

一　在監人中傳染病發生シタルトキハ傳染病届（第廿五號書式）ニ調治簿ヲ添ヘ典獄ニ上申スヘシ

一　議　定　以上第五ヨリ第九迄ノ項ハ各府縣共ニ實行シツヽアルニ付今揚ケテ議セサルモ可ナリ猶乙レニ及ハサルノ府縣ハ新ノ如ク實施アル樣參考トナス事

右協議會ハ本月廿五日ニ始リ仝廿七日ニ終ル即チ三日間ニテ前顯ノ如ク議了候間此段上申致候也

明治廿六年九月廿九日

京都府監獄醫務所長　大島甲子郎

典獄六角耕雲殿

特別寄書

●地方議會議員諸君に望む

深山仙史

監獄の費用は性質上國庫の支辨たらさるへからさるは今更余輩の喋々するを要せす何を以て之を地方稅支辨より速に國庫の支辨に移さゝるやは余輩の云ふを俟たすして讀者諸君の既に熟知せらるる所なり

我帝國政府も大に其必要を認め第二及第三帝國議會に此法律案を提出し監獄の改良を實行し刑の公平を保ち犯罪の傳播を防遏し以て良民をして不生產的費用の偏輕偏重の負擔なからしめんことを期したり然るに衆議院は國家急緊の事業にあらさるとの漠然たる理由を以て而かも平素口にする所の民力休養の目的に最も適當なる此法案を否決せり第四議會に於ては如何なる理由の存するにや政府は二回迄も提出したる國庫支辨法案の提出を見合せたり然り雖とも政府素より該法案を不必要と認めたるにはあらさるへしと信す是れ余輩の測知する能はさるの深因ありて然るものなるへし然れとも此法案は第四議會に於て國民協會より提出せられたれは余輩は必す兩院を通過し久しく希望したる監獄の改良即ち國家の病疾を除去するの時期至れりと滿腔の熱望を衆議に注きたるも何ろ圖らん同院は之を前議會と同一の理由を以て否決せり

第五即ち本年の議會に於ては貴族院此法案を提出し殆んと全會一致の勢を以て可決し今や該法案は衆議院の手にあり衆議院果して之を可決するの意なきにあらさるか如しと雖も前例に徵すれは或は交換問題と稱し或は相待つの政略と稱し遂巡躊躇遂に握り潰すに至るへし此法案の議場に登るの日は即ち彼れ斷頭臺に上るの日なり

翻て地方議會の趨勢を觀るに監獄費國庫支辨法案一度帝國議會に出でしより之を口實とし監獄の費用は其緊急且緊要の如何を問はす否決せらるゝこと多く獄舍如何に狹隘なるも增築する能はす如何に腐朽するも改築する能はす遇囚の要料たる至正嚴實も茲に至て實効を收むるを得す罪惡は益々傳播し罪囚は日一日增加し其局良民をして負擔の重きに若しましめさる可らす此の如くなれは今日當局者をして監獄費國庫支辨たらされは監獄の改良望むへからすと長歎息せしむるに至りたるも亦理なきにあらさるなり若し今にして大に顧みる所あらすんは監獄事業の改良は望むへからさるのみならす愈々退歩し終に恢復すへからさるの悲境に陷るへし

以上述る如くにして今日の實況よりする時は監獄費國庫支辨法案ハ容易に帝國議會を通過するの望みなく且本案の議會に提出せられたるは監獄事業の進捗上大防害と爲りたるとは蔽ふへからさるの事實なり

とす地方議會議員諸氏よ諸氏は所謂民力休養を望まるゝにあらすして眞個たる民力休養と國家の福利を希望せらるゝものならん且諸氏は府縣監獄に對して監獄の權を有せらるゝより若し當治者其宜しきを失するあらは充分之を責め而して行刑の本旨を貫徹せんか爲め監獄則の結果に依り生する所の費用は之を可決し國家の疾病を治し良民の負擔をして輕からしめらんとを切望す

假令ひ將來監獄費國庫支辨となるも其は地方財產を國家の財產に移すと云ふに過きすして國家經濟の上よりすれは毫も損失あることなし故に余輩は勅令たる監獄則の結果に依る必要の費用は之を支出するに吝ならさらんとを敢て地方議會議員諸氏に望む

●京都の監獄醫協議會

海東隱士

監獄協會雜誌第六十五號に聯合府縣監獄醫協議會始末書なる通信を登載するを見て予は欣然の至に堪へさる者あり其は議案の第二なる診察は診察所に於てするあり工場に於てするあり何れを可とするやを議決して診察所に於てすへしと云ふの一事なり憶起

す三四年前予の關以西の監獄を巡見したるの際某所にて診察所前に數十人の囚人蹲居するを見て頗る怪訝に堪へす其譯を質問したるに是は受診囚の扣へ居るなりとの答辨を聞き益々怪訝に堪へす恰かも其時は既よ午後なりしに由り午飯休憩の際に診察を出願したる者なりやと問ひしに否多數は早朝就役前より診察を待つものなりと云へり而して其人員は幾千なりやと問ひしに大凡百人餘（詳細は最早記憶せす）なりと云へり吁予は實に喫驚せり此の百人前後の中休役を命せらるゝ者は多くとも十人前後に過きさるへく又投藥を要する者とても其外に十人前後もあるに過きさるへし然れは百人中七八十人は全く疾病を申立て半日の苟安を僥倖したるに外ならす紀律の前に於て如何のものにやと心痛せらるる隨分短期囚に在ては工錢の給與もなく未た甚しく寂寥をも感せす要するに少時なりとも懶惰を貪らんと欲する者夥きとなれば最嚴重なる注意を以て診察を施行すへきとなるへしと思はる然るに最早右の如き不秩序無紀律の弊は全く其跡を絶ちたるとの證憑として此決議を見るへきなれは予は欣喜又慶賀の至に存するなり何故に云爾となれは若しも受診囚非常に多きときは決して此決議を見るへき筈なかるへけれはなり諸人の熟知するか如く囚人は通例何とかして監房を出て若くは座席を立ち離れんと望むものなり又診察所にて順番を待つ間に若し十分なる獨席の區劃あらさるときは他監房及他工場の囚人と多少密話し得へき際あるへけれは心中に此僥倖を期して診察所に引き出されんことを希ふものなり其上幾千時か役業を休止し得へきに由り少しく監督を緩めるときは直に乞診囚の增加を招くと通例なり故に紀律未た確立せさる監獄にては監房及工場を回診せんと寧ろ得策なるへし早朝は起床の際に何等かの方法を以て診察を乞ふ趣を表示せしめ（警器繩と共に監房の番號札の備あれは此札を房外に突出せしむ）看守に於て手隙に記し看守長に申報し看守長は監房の番號を監獄醫に通知し監獄醫は乞診囚ある各監房を回診す此回診は成るへく囚人出房の時限前に終了するととなす又午飯少時間にも看守に乞診の旨を申出さしめ乞診者ある工場には外面に其記號を揭出し監獄醫は休憩時間中此等各工場を回診す而して兼て早朝の回診には就役し難き程の患者に限り診察することと定め其他の輕症患者は午飯休憩中に診察並治療（點眼膏藥等）することと定め置くへし右の如く監房若くは工場にて一診し精選を經たる後十分なる診察を要する者のみ眞の診察所に送るとし診察の上重症なるか又は數日に渉る治療を要すへき見込の者は直に病室に入るへし此の如く整然たる順序を以てし其上看守も注意し看守長も注意し又監獄醫も注意するときは乞診囚の人員頓に著しく減少するものなり其後確乎たる目途一定するときは始めて診察所にて全体に診察するとゝして可なり故に予は前顯の決議を見て深く欣喜するなり但如何なる順序を經て現今の狀態に進まれたるにや予の實驗と其軌を同ふするや又は他に良法あるにや予の切に聞かんと欲する所なり幸に垂示を吝む勿れ

●蒸氣消毒器に就て

流浪生

前號の紙上に宮城縣監獄署に於て新調せられ頗る好結果を得られたる趣の蒸氣消毒器畧圖及簡單なる說明を揭けられたれは一見一たる所實に感歎の外あらす此の如き注意ありて卒先此完全なる有用の良器を製造せしめられたるは予輩の深く鳴謝する所なり固より幾分か必要に迫られ別に良案なきより此比較的外見的には高價なる手段を採用せられたるとには

あるへけれとも畢竟典獄及監獄醫の用心深厚なるの致す所實に我監獄一般の爲めに好模範を示されたるの功は永く忘るへからさるなり向後は各監獄にて此先蹤を踐みて陸續該器を調製一以て從來の一困難を排除するの處置に出てらるへーと信すれは聊か此際一言して大方の注意を乞ひたきとあり予は此消毒器に就て一點の遺憾ありと謂はさるへからす乃畧圖に就て一見する所に由れは蒸氣の放出口を缺くと是なり實際には該圖に表示すへからさる場所に蒸氣並に凝水の放出口あるかも知るへからす若し之あらんには圖より更に申分あらされとも圖中に狀を明示せされは後來模造せんとする人の參考迄に蒸氣の消毒力は緊張蒸氣に比し流通蒸氣の方一層強大なるか故に消毒器の上部なり又下部なり相應の位置に一目を設け蒸氣をして自由に散出せしむるの結構となすへき旨を勸告せんとするなり尙此放出口下部に設くれは凝結する水の流出口を兼用して殊に便利なるへし流通蒸氣の消毒力は緊張蒸氣より一層强大なるの事實は既に諸大家の試驗に由りて判明なる所なりそれとも單に害蟲類驅除の目的を以て衣服臥具等を消毒せんと欲するのみなれは勿論本圖の通にて十分なるへ

一唯同一の費用を擲つことなれは惡性なる傳染病の消毒に對しても十分の效用あらんと萬一の時の爲めに大利益あるへし近年の如く時々流行性の傳染病大擧して來襲することもあり然らさるも一年中梅毒疳癬結核等の傳染病其跡を絶たさるとなれは完全なる消毒器を設備する爲めに二百金や三百金を擲ちたりとて毫も惜むに足らざるのみならす寧ろ非常に廉價なる買物ところいふへけれ其故は若しも傳染病の蔓延するとあらんには其時の費用は幾千を要すへきや實に夥しき巨額に上るとなるへけれはなり但效用不完全の消毒器は大害を爲すへし故に新調せんと欲する際には十分詮議あらんとを要すへし是は會開なから或地方にて恰かも黴菌若くは菌芽の發育に適應する温度を極度とする消毒器を以て得々然たりしやの奇談もあり若し高價の消毒器を調辨し難き向きもあらは一時俗に所謂萬八の如き裝置を用ひ若くは大釜にて煮沸するの簡使法に依ると最安全なり萬八とは緊密に蓋を爲し得へき圓形の桶を釜に載せ桶の底には釜より蒸氣の噴入すへき小孔を穿ち又蓋にも蒸氣の放散すへき小孔と時宜に由れは檢温器を插すへき（勿論木栓を貫きて）小孔とを穿つなり此桶小形に過くれは氣力にて擡起若くは顚覆せらるへき恐れあり又若し非常の急を要し而かも熱湯中にて煮沸すへからさる物品を消毒せさるへからさるとき大釜の一小部分にのみ湯を入れ其上部には消毒すへき物品を吊懸若くは安排して蓋を爲し尚相應に效力ある消毒を成就し得へきなり目下恐るへき傳染病の來襲すへき季節にあらされは人の注目も隱て薄弱なるへきかなれとも天未た落雨せさるに先扉戸を綢繆すとの數に違はす今の中に準備あらんこそ望ましけれ

雜報

●父母妻子扶助の爲の送金の事

從來親族故舊へ送金するとあれば一も二もなく至極奇特の心掛と稱揚して措かず從て幾分か奬勵するの氣味ありたる向にては囚人は動もすれば改悛の假裝して五拾錢にても壹圓にても領置工錢のあらん限り送金を出願して官吏を欺罔せんとするの惡風あり之れがために滿期又は假出獄等の場合となり旅費もなく衣服を買求る金もなく況んや職業にありつくへき資金とては露ほども殘ることなき有樣にて折角の放免も何の甲斐なく再ひ犯罪して衣食を辨するの外なき者比々皆是なり此の如き始末にては在監中改悛の一徹と認められし送金も何の爲めなりしか解すへからざるあり監獄によりては囚人の行狀簿に親族扶助等の意味を以て一欄を置き之を改悛の一特徴と見て賞表授與にも假出獄上申にも又特赦上請にも歷々と引合に出す向もあり畢竟此等の譯合より送金流行の弊風を招きたるにはあらずや殊に長期刑の囚人には最早大抵恩典に浴しても宜しかるへ－と自認すれは送金を出願して恩典を催促するもあり又送金の出願を以て近々恩典に浴する見込ありや否を卜せんとするもあり其故は假出獄又は特赦の詮議ある者には旅費の準備として送金を許可せす其他の者には出願次第づん／＼許可するの慣例あれはなり或人の實驗談に數圓以上の領置金ある囚人の全額送金を出願するは右の恩典を卜せん爲めか逃走せんと欲するか自殺せんとの下心か大概此三者の中を出ですと云へり其他死者へ香奠と云ひ回香料を寺院へ寄進すると云ひ被害者へ辨償すると云ひ種々の名義を以て送金を出願する其中には往々真心より出るにあらざるもの多けれは十分事情を取糺して後眞に理由あるものに限り許可するとにしたし又集治監の如きには多額の領置金を有する囚人ありて時には五圓十圓と云ふ大金回送を出願することあり中には漫然許可ある向もありと聞く是等は深く考慮ありたき次第なり理窟を言へは此等の大金を空く監獄に領置するよりは幾なる人に托して利殖の道を計らしむると得策なるが加しと雖實は決して安心すべきにあらざれば矢張無利子なりとも監獄に領置するの確實なるに若かざるなり既に十圓以上の領置金あるに至れば四人も金持は身が大事の諺に洩れず自然に一身を大切に思ひ復た輕擧せざる樣になるものなり現に巨額の領置金ある囚人の逃走したる談は是迄餘り聞かざるなり次に小額の送金は爲替に依るより郵便切手を以てする方受領者の爲めに便利なるへし

●領置金の正當領收證

今日の實際は囚人の領置金を父母妻子へ回送する時受取人より徵する領收證書を以て法律上の正當領收證書と認ると通例にして囚人よりは單に金若干何地何誰へ扶助の爲め送金したし云々の願書を差出さしむるのみなり是取扱方は至極便利なるが如しと雖實

矯正図書館

は決して然らず現に受取人より領收證書を回送せず爲めに出納上非常の手數を要するに止まらず甚しきは差支を生ずることもあり又領收證書封中の郵書途中にて紛失することもあり然るに書留郵便にあらざれば詮索の手續なく據なく更に領收證書差出方を申遣はすことに立至るなり是は萬一不正なる吏員あらんには忌むべく厭ふべき不都合の端緒を開くに異ならず加之領置金の所有權は囚人に屬するものなれば送金を受領する者の證書は決して正當のものとは云ひ難きが如し故に一旦本人に向て下付するの手續を了し即ち正當領收證書を本人より差出さしめ其後受取人に向て發送せざるべからざるものなるべし但重罪囚は禁治産中の者なれば本人より領收證書を徵するも如何にや聊疑なきと能はず然れども熟考するに食物の購給と云ひ父母妻子の扶助と云ひ禁治産中に拘らず監獄則を以て許可せられたる特例にして大体禁治産の一部を解除せられたるものなれば領收證書も本人より差出さしめて然るべきが如し尚會計法第十五條第一項に牴觸する取扱方はなきか老婆心の餘り一言すると然り

●萬國會議へ提出の問題

次回の巴里市開設萬國監獄會議も逐々近寄り最早一年餘の短日月を剩すのみなれば今より之に提出すべき問題の選定に着手するも決して早計にはあらざるべし前回にはチト廣きに過ぎたる問題なりとの批評もありしとか云へば今度は精選に精選を加へ且問題の提出に止めず大に研究の成績をも報告して大喝采を博し監獄道に於ては日本ありとの高評を萬國の委員の口より絞り取りたきものなり固より會議の詳細なる模樣は未だ佛國政府より通牒もあらず博覽會付設の有無も隨て分明ならず又何等かの付屬會議をも開設すべきや否豫め推測し難けれども寄々準備を整ふるは無益ならずと思はるる就ては其筋より監獄一般へ向て好問題の提出を促し且一定の題案に關する周密なる調査を命じ又統計も一時に急ぎて調製するは粗漏誤脫の虞あるものなれば今日より着手し尋て實際家並に關係の學者を召集して汎く會議せしめ十分に練上げたるものを回送せられんことを切望するものなり猶特に委員を派遣し得らるれば一段の幸福なるへし兼て監獄協會に於て會費を以て委員を派遣せんとの內議ある趣なれば吾人の意を壯にするに足れども政府より委員を派遣せらるれば各國委員の感情も寧ろ不緊切なるべしと思考したればこれを擱て第二篇より着手することゝなせり

三原著の文章は實に流暢痛快にして讀者に感動を與ること深且切なるを覺ゆる以て成べく其語調を其儘描寫せんとに努力したり然れども譯者の不文なる直譯の通弊たる乾燥無味の譏誚を免ること能はず加之間に澁に加除する所ありたり原著者は勿論我讀者に向ても深謝する所なり但肝要なる文字に至ては敢て毫も增損する所なし

四校合には隨分注意を書したる積なれども誤字中々に多し殊に假名遣の不同なるは一向汗顏の至りなり此上は再版を發行するの光榮を得て誤謬を訂正するの機會あるを希望するの外あらざるなり尤意味の通ぜざるが如き大誤謬の點あるを發見せば卷末に正誤を揭べし

五獨逸監獄官吏協會の機關たる監獄學雜誌に本原書の批評を揭載せり今其一節を抄譯して原著者の如何なる人物なるかを示べし

著者の君此好著書の出版を頃日まで扣られたらんには其名の前に君の功績に由て當然に得られたる裝飾として名譽法學士の榮稱を揭得べかりしもの

監獄雜誌　第4巻 第10号
矯正図書館

一を君は此間吾人の尊敬する所の君の同僚なるプロヨッツエンゼーの樞密司法參事官ウヰルト君と同時に伯林法科大學より此榮稱を受領せられたるなり本行の筆者は我兩君の享得せられたる榮譽を深く喜する者なり其は啻に交誼上の理由のみにあらず別に二箇の理由ありて爾るなり第一我多くは談認せられ且輕視せられたる所の監獄學の漸次貴重視せらるゝに至り一新徽證なれはなり第二主として學士クロ―ネ君に就て言ときは適正の賦性ある所の教誨僧の若其才能及知識を十分に汎且自在に顯揚すべき能因と機會とをさへ與らるれば如何に發達し得へき者なるやを表明せられたればなり獨逸期の將校ならず又獨法學の實際家ならず時としては亦神學者も有爲有力なる典獄の素材を有するなりウ―ランド（獨逸詩聖の一人）の句にも

歌よむ衛は僅なる
名高人のものならね

一種は獨逸の國の中に
偏詩てあるものを

とあり典獄の資格にも相應に之を適用すべきなり學士クロネ―君は加るに廣法學を涉獵し世人の普知が如法學專門の文書に於ても適切なる生産ありて爲めに譽ある名聲を博せられたり云々

明治二十六年十一月　譯者誌

●執務時限

監獄の事務は實に多端雜駁にして昨年以來執務時間一時間增加せらてたれとも中々以て其時間に其日の事務を完了するを思ひもよらす年中日日多少の早出居殘して尙其及はさるを憂ふの實況なり殊に囚人と云ふ厄介物を控れは其還房する迄は事務員も退散し難き譯なり同一く監獄の官吏にして戒護に從事するものは朝も未明より出勤し夕は月を履て歸るに反し事務員は三時又は四時の時鐘を合圖にさつ……と退出する譯に行かぬものなり故に名實相適する樣に今一に時間も執務時間を增加せられたしと思考す而るに勤務も此迄明に他より繁多なるとなれは相應に俸給をも饒多ならしめられたし他の時々臨時に繁劇を極むるとある官衙とは同日の談にあらさるなり

●戒具に就て

戒具に關しては目下何等の規定なし故に警察官及監獄官に於て如何に殘刻なる戒具を使用するとも毫も妨なき筈なり夫の往時手械又は首枷等と云て世人をして震攝せしめたるか如き戰國の遺物を復活し或は人を梯子に緊縛し或は西洋流の强制椅子等を好奇の爲めに試用するも皆是隨意なりとは餘寬濶の沙汰ならすや既た囚人の處罰は巨細に規定せられ刑事被告人の處罰をも近に規定せられんとするの今日戒具のみ一切放任せらるゝは如何のものにやと思考す由て委曲其種類及使用の場合を規定せられたきものなり其時には强制衣をも戒具として採用ありたし然れは法律上の戒具は捕繩手鎖及衣の三種となるへし

●來信の宛名

從前は在監人宛の信書にも監獄署御中と表書するとなりしか監獄則改正後此規定を廢せられたり其故は監獄署宛の信書なれは不足稅等の場合に監獄署より辨償せさるへからす又一旦開封の後受取るへき囚人既に該監獄を去りたるものなるとを知るときは更に封緘して相當の郵便切手をに貼付し其者の現居所若くは發信人に送致せさるへからす然るときは其郵稅を監獄費より支出せさる可らすとの不便あれはなりとか傳聞せり是も亦據るき次第にはあれとも目下未た法律の規定も設けられさる折柄在監人宛の信書を檀に監獄署にて開封するは憲法の第二十六條に對し如何のものにやと痛心せらる故に寧ろ監獄署宛舊制を善しとするやにも思考せらる獨逸國の實地取扱振を曾て故ゼーパッハ氏に聞きたるに槩して監獄署宛の規定なりと而して若し知らすして本人の名宛にて信書を送り來る者ある時は先本人に監獄署に於て開封檢閱の後差支なけれは下付するか其方の意思は如何てある其儀を納得するか否若し開封檢閱の儀を拒むなれは此信書は其方へ一覽せしめす其儘領置すへしと諭し其返答次第にて下付するとも直に領置するとも決するなりと云へり我國も獨逸同樣未た法律の規定あらされは大凡此位の事にて滿足する外はあらさるへし付ては入監の際に住所氏名職業を尋問し遵守すへき條目を言ひ聞かせ領置金品の員數を改め右諸項に對し相違なき旨を記名捺印せしむるとなれは自分宛の信書は監獄署に於て御開封相成候共一切苦情不申立候との一箇條をも加ふへきにやそれとも監獄則に檢閱の規定あれは此後改正を見る迄は憲法第七十六條に據り差支なきものにや

●囚人の理髮

囚人の理髮は危險の虞なく且一同均整に出來るによ

り所謂五分刈器械を用るを可とす故に代價不廉にして多少困難にはあるへけれとも何とか都合して毎工場に一挺つゝ備置き午飯休憩中と午後罷役後とに副業として順次理髪せしむれは至極好都合なるへし此器械を使用すれは格別の手練をも要せさるに付毎工場に一人つゝの理髪夫を置くと左迄困難ならす理髪夫には言ふまでもなく最謹愼にして殊に寡言なる者を選擇すへし一工場の四人を大凡四五十人とすれは一人の理髪夫にて理髪一回鬚髯剃去三回位毎月容易に辨し得らるへし一人の理髪夫をして二ヶ所以上の工場を順回せしめ又は甚きよ至ては各工場の四人をして一ヶ所の理髪所に集合せしむるか如きは實に忌むへきの至といふへきなり毎工場に理髪夫を特設するときは他工場の四人と通息し又は他工場の狀況を忽に知悉するの弊根を絶つへきなり

●典獄の地位

今更勿論の事にて喋々喃々するにも及ばざるへき議にはあれとも從來典獄の地位並俸給は比較的に低きに失するものなるに新聞紙の報ずる所に由れば査定案にて此上の減俸を企つるものゝ如しとは世上に監獄事務の重要且困難にして有爲の人物を要すると云ふ事實の徹底せざるにやと推測せられて殘念至極の次第にそある他の權衡と云はゞ云へ是迄通の不權衡なる權衡を標準とせられては實に口惜しきと也

●假出獄上申に就て

假出獄を許すの標準は申す迄もなく入監前の生活職業入監中の行狀改悛の狀如何と及出監後の生活親族特に家族の生計職業財産等より出獄後一切の關係を省察すると勿論なれ共就中出監後の關係を取調ると最大要件なりとす然るに假出獄の上申中其の最大要件なる出獄後の關係を取調たるもの甚少なくして親族の摸樣職業の正否自活の如何を判定するに難くして之れか爲め再三の往復を要し爲めに認可の延滯を來たすのみならす時に或は不認可に至るものある趣なれは該上申書中には必獨逸式にある身分票を以て警察署若くは市町村役場に照會―其回答の寫を添へ又行狀錄も單に稽萃に止めす綿密なる原本を謄寫し之を添付せらるゝを以適切なりと某當局者は云へり

●看守の制服

本來制服を必要とする所以は愚考に由れは動作上の便利を計るより寧ろ紀律の爲め威嚴の爲め又躰裁の爲めと謂ふを適切とすへし現に洋語の制服と云ふ文字は同一形の義にして我國の民間にて揃の衣服と云ふに類似せり故に制服は齊服なり一齊に揃ひたるを要するものなり故に又製式は勿論のこと何處までも成るへく一齊なるを要すへきものなり然るに今日の實際には一人毎に保存期限を別異にし點檢の際など多人數整列する場合には新故不齊の服裝を見るか如き監獄もなきにあらす畢竟新拜命者ある毎に新調し給與の當日より保存期限を起算するより此の如き次第に立ち至るなり是は制服の本旨に背戻するとなれは保存期限は會計年度を以て境界とし一年なれは四月より翌年の三月迄六ヶ月なれは四月より九月迄及十月より三月までとし結局幾十幾百の看守ありとも悉皆同一の保存期限を以て何品をも給與するとの方法とせられたきものなり之か爲めには新拜命者に即時に給與すへき品を平常準備し置かさるへからす是は罷免者等の給與品を還納せしめ相當の注意を加へて保存し置くときは漸次十組なりの貯藏を爲し得ると容易なり此貯藏品を拜命者のある毎に一時給與するとすれは拜命の即日より制服を着用して出勤し得るにより至極好都合なるへし若し一々拜命者の顏を見て新調する樣なれは五六日間も制服を着用せすして出勤するとにて隨分不躰裁のことなるへし一時給與の故物は敎習中着用せしめ彌〻卒業する者と決定したる後其人の身躰に適合する樣寸法を取りて新調すへし然るときは卒業の成否も未た判然たらさるものに態々新調品を給與するの患をも除き得へし中には給與の文字に拘泥して一旦給與したる品は保存期限に達せさる前たりとも還納せしむること穩ならすと主張するものあれとも決して左よあらす現に監獄則施行細則にも給與の章中に貸與品まて包含せしむるにあらすや之を要するに給與とは總稱にして永く給與しきりのものもあるへく又夫々の規定によりて逐て返納せしむるものもあるへきと勿論なり勳章の如きも賜與とは云へとも死後には返納すへきものとせり結局制服は職務の執行に必要なれはこそ給與するとなれ既に職務を離れたる後は制服を所持する必要とてはあらさるなり又其品の性質に由りて其如何を自然に決定せらるゝものあり保存期限滿限後は本人の所有に移るととすれは其人に於て賣却するも隨意なり然るときは副衣の用意あらされは萬一甚しき破損を生したるとあらんには修補の出來るまて勤務すへからすとの不都合もあるへし故に

矯正図書館

保存期限に達したる品は一旦還納せしめて檢査を行ひ相當の修理を加へたるの後更に副衣として給與すへし然るときは雨雪の日又は夜勤の際に此副衣を着用し新衣の方は成るへく汚損せさる樣大切に保存すへし其外前記の如き大破損を生したる場合には勿論此副衣を以て間に合はすへし保存期限を均齊に一定するの議は既に七八年前舊警官練習所の教師ヘーンス氏より勸告する所ありて警察にては右樣の方法を採用したる府縣少からすと聞く希くは監獄にても早々此方法を採用せられたきものなり其外靴肌着足袋の類は現品にて給與せす代價渡として到底其金額にては相當の品を購得し難き樣の少額を交付するもありとか聞けり是れ又頗る制服給與の旨趣に違ふとなればかゝる向にては是非とも現品渡に改められたきものなり殊に囚人をして其品を製作せしむれは一擧兩全の名策なるへし

●閣下の尊稱

は本朝は固より支那にても原來略一定の用例ありて濫りに士庶人に向て使用することはなかりしなり又西洋にて之に相當する尊稱を使用するは極めて狹隘なる區域に止まり其他には決して使用せさるとなり故に若し此尊稱に相應せさる人に向て之を濫用せんには却て其人を愚弄することもなり究竟狂人視せらるゝか若くは無知無識の愚昧者として人の指斥を受くるなるへし我國の禮法は現今和洋折衷否寧ろ混交とも云ふへき姿にて何れを標準とすへきや隨分方向に迷ふともなきにあらされとも既に此二十餘年間に繁略一定の慣例を生出したるとなれは甚しく之に違ふは中々異なる者なるへし閣下の尊稱も既に陸軍にては將官並相當官に向てのみ使用するの規定あり府縣に於ても中には右樣の規定ありて知事のみの尊稱と定めたる上は其他の者に於て此尊稱を甘受するの筈なし然るに實際の現況を視るに監獄部内の者より典獄に書面を呈するには多く此尊稱を使用したるものあるか如し勿論予輩の見聞にも限りあるとなれは一般よは如何あるへきや不分明なれとも只時々此樣の事實耳聞目擊するとなきにあらす聊か見苦しく且聞苦しき次第なれは注意迄に一言するとなり西洋にては此尊稱を單に最高等官に向て使用するとをせす獨逸國の如きは文官にては大臣大使公使並眞正樞密參事官の官名ある者及武官にては中將以上に限りたり故に次官知事局長其の他高等官衙の長官にても北海道集治監にある徒流刑囚にして餘罪の爲め禁錮又は徵役の刑に處せられたるものは同集治監に於て執行すへきか將た地方監獄に於て執行すへきやに付ては多少疑義ありしと雖とも集治監に於ては何れの場合と雖も徒流刑以外の刑人を拘禁する能はさるは明文の示す如くなれは餘罪の爲め禁錮若くは徵役の刑に處せられたる者は徒流刑滿期後は地方監獄へ送還し之か執行を爲すは當然のとなるへし

●囚徒の領置金送附方に就て

從來囚徒所持金及工錢並に盜犯贓金送致の方法は特別の順序設定ありし處本年大藏省令第二十號を以て保管金取扱規定改正せられ從前の取扱を爲す能はす囚人又は刑事被告人を護送する場合に於ては其寄託したる金庫に就き拂戻を受け現金若くは爲換を以て送致し送付を受けたる官廳は更に其地の金庫に寄托せさるを得す彼是非常の手數を要するのみならす若し現金を以て送致する時は途中紛失盜難等の憂少らす實際取扱上に於て困難を生する場合多々あるに就ては必す除外法を設け此等の手數を省略する便法の設定も近きにあるへしと信すれとも目下の處は周密なる注意を加へ紛失等を充分に防き現金若くは爲換の法に依るの外なゝるへし

●徒流刑滿期後餘罪執行に就て

徒刑流刑の刑に處せられたる者は監獄則第一條第一項に依り當然國庫の費用を以て集治監に於て執行すへき者なるも北海道集治監にある徒流刑囚にして餘罪の爲め禁錮又は徵役の刑に處せられたるものは同集治監に於て執行すへきやに付ては多少疑義ありしと雖とも集治監に於ては何れの場合と雖も徒流刑以外の刑人を拘禁する能はさるは明文の示す如くなれは餘罪の爲め禁錮若くは徵役の刑に處せられたる者は徒流刑滿期後は地方監獄へ送還し之か執行を爲すは當然のとなるへし

●十二圓以下の看守長

今度行政整理の結果にや十二圓以下六圓以上の判任官を置き得らるゝこととなり左れハ杞憂の餘豫め一言したきは右の如き薄給の看守長を採用せられさらんとの希望にして其故は別に喋々するを待たす到底貫重なる官職の尊嚴を保ち殊に戒護監督官として必要なる体面を全ふす可らされはなり警察官に比すれは幾分か廉價にはあれとも毎月尚數圓金を服裝保存の爲に擲たさる可らす無地の絨は縞物に比し著く速に損し易き者なれは少くも一年に一着は新調せさる可らす其上帽あり劒あり外套あり薄給にては俸給の過半を服裝の犧牲に供せさる可らすとも謂ふを得へきか然れは元來少からさる資産ある者にあらされは看

守長の職を奉し難き譯なり既に制服を要する迄紀律を重んずる職務にある者は汚れ垢つき又は傷きたる故物を襲用すへからさると勿論にして整然たる服裝は職務上の一大要件とも云ふへきものなり

監獄費國庫支辨

同法案は貴族院議員林友幸君より提出せられ本月一日を以て院議に付せらる同日提出者に代り尾崎三郎君のせられたる演說の大要は左の如くなり

此監獄費國庫支辨法案の提出者林友幸君は本日鐵席に付本員代て其理由を述ぶへし此法案は第二期、第三期とも政府より提出され第二期に於ては先づ衆議院に提出し同院に於て可決され第三期に於ては先づ貴族院に提出し貴族院は大多數殆んと全會一致とも謂ふへき有樣を以て之を通過したり左れは此事の利害得失は諸君の已に十分に知悉する所なるへけれは今事新しく之を述ふるの必要なしと考ふるも併し議案を提出せは一通り之を辯明するの慣例あり又本年初て議場に出でたる人もあるへきに付緊言ながらも一通り陳述して暫く諸君の清聽を煩はさんとす

監獄費を國庫支辨にする事は云ふ迄もなく當然爲すへきの事なりとす其理由は嘗君に配布せし理由書にも大抵記したり抑も犯罪は國法を犯せしものなれは之を處分するの費用は無論國庫に於て負擔すへきなり即ち國法の執行上國庫の必要なる費用なり其性質他の裁判所の費用等と異なく決して之を府縣の負擔と爲すへきにあらさるなり加之實際此費用を府縣に負擔せしむるは種々不都合の點あり抑も監獄は囚人を懲戒して改心遷善せしむるの目的なるに實際は否らず監獄は恰も犯罪の練習所罪人の養生所なりとの惡口を謂ふものあるに至るは是れ全く其制度の不完全なるが爲にして初犯の罪囚も再犯三犯者くは四犯甚しきは竊盜の外爲す事を知らさる程のものまでをも同一房に入るゝ如き事あるより最初は一時の出來心より犯せしものも監獄に入りて改心せさるのみならず却て惡風に感染し入獄以前よりも惡くなりて其罪を再びするに至るなり是等の事は今更述ふる迄もなく諸君の知る所ならん夫ゆへ各府縣とも大抵は囚徒の半數以上は再犯以上の罪人なり其最も甚しきは七八分迄も然りと云ふ其結果各府縣とも近年は罪犯の數年を逐ふて增加せり監獄にて囚徒を懲戒するの目的は其惡心を改め出獄の上は良民たらしむるに在り然るに其結果は之に反し一たび罪を犯せしものは習慣性となりて遂に竊盜の外爲す事を知らさる如きものを生し監獄は犯罪の學校なりとの惡評を受くるに至るなり若し監獄の制度宜しきを得は一時費用を要するとも自然囚徒の數を減じ良民の惡習に陷るものを減じ得へきも之を地方税の經濟に任せ置くときは他に隨々の急要なる費用あるより充分に監獄に費を投ずるを得す從て弊害多くなるなり現に大阪府にて六萬餘圓の監獄建築費の支出を府會に求めしに府會は之を否決せり此の如き次第にて自然不行屆となるに依り今日の儘にては充分の改良を施す能はさるへし

又此費用を地方税經濟に移せしより地方の負擔上大に不公平を生じたり今日の制度にては甲府縣に於て罪を犯せしものも之を捕へし府縣の監獄に入るゝより自分の管内人民ならさるも其厄介を受けさるへからす左れは東京大阪の如き人の輻湊する所にては囚人は其地のもの少く多くは他府縣の者なり是等の點より論するも此費用を各府縣の負擔とするは不當にて尚追々に交通の開けなは右等の地方は益々此困難を蒙るとなるへし試に東京に於る監獄費の統計を見るに十四年初めて地方税に移せしときは其額十七萬七千餘圓なりしも十六年には十九萬圓、十七年には二十萬圓、廿四年には四十七萬餘圓となれり此巨額の費用も何か其地方に必要の事業の爲めならは負擔すへきは當然なるも諸方より入り來る犯罪人の爲めに此巨額の費用を負擔せさるへからすとは不當の事ならずや是等も即ち國庫に移すへき理由の一なりとす

斯る性質の費用を地方税に移せしは去明治十三年の事にて之を移せし譯は九年に地租を減じ十年に西南の役あり爲に紙幣は下落し物價は騰貴し政府の經濟は非常に困難を極めたれは一時の政略より地方税に移せしなり其後地租改正となり其額の最も大なる者なりき左れは已に財政の整理今日にては之を國庫の負擔に戻すとも當然にて或は時已に後れたりとの謂ふも可なる程なり又近來は頻に民力休養との事を唱ふる者あり或は地租の輕減と云ひ或は地價の修正と云ふ說も一部の人民に對しては之を行ふて利あるへきも全國民一般に往き渡りて其利を受くること能はす監獄費を國庫に移さんとする事の如きは地方税を一体に減ずるものなれは尚ほ云ひ工と云ひ農作人も勞働者も皆共相應の負擔を減じ得へし此點より論するも此案は至當の法案なりとす

此法案は前にも述へし如く第三期に於て大多數を以て通過したるものなれは今又た詳細に調査するの必要なかるへきも之れを鄭重にするの考より正則に特別委員九名を此の場に於て選擧せられんことを望む

明治廿六年を送る

回顧すれば本會創立以來夢幻の間既に五年の歲月を閱せり五年の歲月決して短きにあらず若し才力と財力とを併有する人材の士に借すに此長日月を以てすれば其最宏最大の功業を成就するに足るや疑なし然るに予輩の不敏なる未曾て燦然たる光彩を放つの事績あらざるは勿論依然最爾たる孤城に伏在するのみ嗚呼念て此に至る時きは如何なる鐵腸も寸截せらるゝの感慨に堪へざるべけんや殊に最敬最愛の讀者諸君に向ては絶大の眷顧に酬ること能はず多罪の段再拜して寬宥を乞ふのみ但予輩は玆に誓て明言せんとす此多士濟々たる監獄社會の愛顧を辱ふする限りは微力なからも犬馬の勞を厭はず益々野猪の勇を鼓し一向奮前突進するあらんのみ幸に讀者諸君の眷顧は年々歲々增加するのみにして本年の如きは雜誌の發行未曾有の盛大を極むるに至れり是れ實に讀者諸君の賜にして予輩の深く感佩する所なり而して此事實は以て予輩の微力も徒勞とならざることを證明すれば轉た益々感泣の念に勝へざるなり自今以後愈々諸君の眷顧を仰ぎ由て予輩をして涓滴の微功を重ぬるの餘地を得せしめられんことを切望するの外あらざるなり予輩豈他志あらんや鳴呼豈敢て其他を望まんや

尋て本年中我監獄界に出現したる重大の二三事項を

摘記するに大約左の如し

一典獄の召集　是は首として特筆大書すべき重要事件なりとす去明治十七年一回全國典獄會議の擧ありたる後久く打絶て其事を見す昨春獄事講話會の次に全國典獄の過半偶然東京に會合せるを好機會として警保局長召集狀を發し數日間内務省に會合して種々諮問する所ありたりと傳承すれとも是は最初より訓令を發して全國の典獄を召集したるとは其事体の輕重同日の談にあらす殊に本年六月會議の際には内務大臣も大抵日々臨席し司法大臣も亦一日臨席して親しく諮問せらるゝ所ありたりと聞知す今其効果の如何は暫措て言はさるも我監獄の爲めに一大慶事たるは別に予輩の贅辨を須たさるなり將來に向て獄事上の問題を決するには細大實際家の意見をも參酌するの好先例を開かれたるを欣喜して已まさるなり

二聯合會の流行　典獄の聯合會及教誨師の聯合會は前年以來漸次益々盛大に赴くの勢あり殊に本年に至て監獄醫の聯合會をも創設あるを見る希くは愈々浮華を去て適切の域に趨き益々實效の顯然たるを得んことを予輩は窃に希望する所あり每會幾十百幾百ケ條の多きに渉る問題を即席に議了するか如きことなく眞に重要緊切なる二三乃至五六の問題を兼題として提出し置き大概一年以上の研究を經たる後十分精緻なる討議を盡して確乎不拔の決議ありたきものなり

又問題に由ては其事に精通する人を選定し或は恰も其事を精査するの機會を有する人に囑托して調査の結果を議題となすこと萬國監獄會議等の如くするも妙なるへし本會に於ても本年より特に懇請して一定の問題に關する委曲の調査を要求することあるへし豫め御承諾あらんことを悃願す

三看守俸給の增額　最後に予輩をして拊舞欣躍せしめたる所の一大吉事あり看守俸給增加の勅令是なり本件に就ては予輩の言說せる所既に少なからす故に今復た喋々せす

右の外猶種々の出來事なきにあらす殊に本會の私事にして此に付記するは最憚あることにはあれとも本誌は原來出版條例に依て發行し居りたる處去六月中筆鋒を過て時事を論議する者と認められ遂に許可の指令を取消されたるを以て更に新聞紙條例に據て發行するに至れり爾來學術の範圍内に局促するを要せす汎く百般に渉て論議することを得るの自由を獲たれは寧ろ讀者諸君の眷顧を增加するの一理由となりたるかと私に自ら祝する所あり其他の諸事項には最早言及するに及はすと思考すれは茲に次年に向て至大無限の好望を懷抱しつゝ讀者諸君の健康を謹祝し芽出度本年の終刊を告白す仰き冀くは靈驗たる祥雲を頭上に頂き更に第五卷の初號に於て諸君と相見るの光榮を許與せられんことを齋戒沐浴頓首再拜